

目 次

第 1 号 (3月1日)

1	出席議員	1
2	欠席議員	1
3	説明のための出席者	1
4	職務のための出席者	1
5	議事日程	1
6	本日の会議に付した事件	2
7	議事	
	開会	4
	日程第1 会議録署名議員の指名	
	日程第2 会期の決定	
	日程第3 諸般の報告	
	日程第4 議案第 3号 令和4年度南越前町一般会計補正予算(第10号)	
	日程第5 議案第 4号 令和4年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
	日程第6 議案第 5号 令和4年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)	
	日程第7 議案第 6号 令和4年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)	
	日程第8 議案第 7号 令和4年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第2号)	
	日程第9 議案第 8号 令和4年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	日程第10 議案第 9号 令和4年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)	
	日程第11 議案第10号 令和4年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第4号)	
	日程第12 議案第11号 令和4年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
	日程第13 議案第12号 令和4年度南越前町下水道特別会計補正予算(第3号)	
	日程第14 議案第13号 令和4年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)	
	日程第15 議案第14号 令和5年度南越前町一般会計予算	
	日程第16 議案第15号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算	
	日程第17 議案第16号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算	
	日程第18 議案第17号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計予算	
	日程第19 議案第18号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算	
	日程第20 議案第19号 令和5年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算	
	日程第21 議案第20号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算	
	日程第22 議案第21号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計予算	
	日程第23 議案第22号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計予算	
	日程第24 議案第23号 令和5年度南越前町介護保険特別会計予算	
	日程第25 議案第24号 令和5年度南越前町下水道特別会計予算	
	日程第26 議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算	
	日程第27 議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	
	日程第28 議案第27号 南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	
	日程第29 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について	
	日程第30 議案第29号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	

目 次

第 2 号 （3月2日）

1	出席議員	20
2	欠席議員	20
3	説明のための出席者	20
4	職務のための出席者	20
5	議事日程	20
6	本日の会議に付した事件	21
7	議事	
	開議	23
日程第1	議案第 3 号	令和4年度南越前町一般会計補正予算(第10号)
日程第2	議案第 4 号	令和4年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第3	議案第 5 号	令和4年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)
日程第4	議案第 6 号	令和4年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)
日程第5	議案第 7 号	令和4年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第2号)
日程第6	議案第 8 号	令和4年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第7	議案第 9 号	令和4年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)
日程第8	議案第10号	令和4年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第4号)
日程第9	議案第11号	令和4年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第10	議案第12号	令和4年度南越前町下水道特別会計補正予算(第3号)
日程第11	議案第13号	令和4年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第12	議案第36号	工事請負変更契約の締結について
日程第13	議案第26号	南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第14	議案第27号	南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第15	議案第28号	南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第16	議案第29号	南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第17	議案第30号	南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第31号	南越前町国民健康保険条例の一部改正について
日程第19	議案第32号	南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第33号	南越前町災害危険区域に関する条例の制定について
日程第21	議案第34号	南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第23	議案の常任委員会付託	
日程第24	議案第14号	令和5年度南越前町一般会計予算
日程第25	議案第15号	令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第16号	令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算

日程第 27	議案第 17 号	令和 5 年度南越前町河野診療所特別会計予算
日程第 28	議案第 18 号	令和 5 年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
日程第 29	議案第 19 号	令和 5 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
日程第 30	議案第 20 号	令和 5 年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 31	議案第 21 号	令和 5 年度南越前町農業集落排水特別会計予算
日程第 32	議案第 22 号	令和 5 年度南越前町老人保健施設特別会計予算
日程第 33	議案第 23 号	令和 5 年度南越前町介護保険特別会計予算
日程第 34	議案第 24 号	令和 5 年度南越前町下水道特別会計予算
日程第 35	議案第 25 号	令和 5 年度南越前町水道事業会計予算
日程第 36	令和 5 年度当初予算特別委員会の設置	
日程第 37	議案の令和 4 年度当初予算特別委員会付託	
8	散会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

目 次

第 3 号 （3月7日）

1	出席議員	・ ・ ・ ・ ・	28
2	欠席議員	・ ・ ・ ・ ・	28
3	説明のための	・ ・ ・ ・ ・	28
4	職務のための	・ ・ ・ ・ ・	28
5	議事日程	・ ・ ・ ・ ・	28
6	本日の会議に事件	・ ・ ・ ・ ・	28
7	議事		
	開議	・ ・ ・ ・ ・	29
	日程第1 代表質問		
	山本 徹郎	・ ・ ・ ・ ・	29
	日程第2 一般質問		
	坪川 伸理	・ ・ ・ ・ ・	36
	大浦 和博	・ ・ ・ ・ ・	41
	山本 優	・ ・ ・ ・ ・	43
	平谷 弘子	・ ・ ・ ・ ・	49
	高谷 直樹	・ ・ ・ ・ ・	52
8	散会	・ ・ ・ ・ ・	55

目 次

第 4 号 （3月17日）

1	出席議員	56
2	欠席議員	56
3	説明のための出席者	56
4	職務のための出席者	56
5	議事日程	56
6	本日の会議に付した事件	57
7	議事	
	開議	59
日程第1	議案第14号	令和5年度南越前町一般会計予算
日程第2	議案第15号	令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第16号	令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
日程第4	議案第17号	令和5年度南越前町河野診療所特別会計予算
日程第5	議案第18号	令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
日程第6	議案第19号	令和5年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
日程第7	議案第20号	令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第21号	令和5年度南越前町農業集落排水特別会計予算
日程第9	議案第22号	令和5年度南越前町老人保健施設特別会計予算
日程第10	議案第23号	令和5年度南越前町介護保険特別会計予算
日程第11	議案第24号	令和5年度南越前町下水道特別会計予算
日程第12	議案第25号	令和5年度南越前町水道事業会計予算
	当初予算特別委員長報告	
日程第13	議案第26号	南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第14	議案第27号	南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第15	議案第28号	南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第16	議案第29号	南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第17	議案第30号	南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第31号	南越前町国民健康保険条例の一部改正について
日程第19	議案第32号	南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第33号	南越前町災害危険区域に関する条例の制定について
日程第21	議案第34号	南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について
	各常任委員長報告	
	原子力安全対策特別委員長報告	
日程第23	議案第37号	工事請負契約の締結について
日程第24	議案第38号	南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第25	議案第39号	南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 26	議案第 40 号	南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 27	議案第 41 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 28	議案第 42 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 29	発議第 1 号	南越前町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
日程第 30	議員派遣について	

8 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

令和5年3月南越前町議会会議録

招集の告示 令和5年2月10日 南越前町告示第15号
招集の期日 令和5年3月 1日
招集の場所 南越前町役場 議場

第 1 号 3月1日(水)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

会議録署名議員 4番 山本徹郎 5番 坪川伸理

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長	岩倉光弘		
副町長	北野徹		
総務課長	関根将人	観光まちづくり課長	初一剛
町民税務課長	野村和子	保健福祉課長	坂井好美
農林水産課長	市村誠	建設整備課長	新海昌弘

(教育委員会)

教 育 長	上田康彦	事 務 局 長	中村勝典
-------	------	---------	------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	森 貴之	書 記	三原順子
--------	------	-----	------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第3号 令和4年度南越前町一般会計補正予算(第10号)

議案第4号 令和4年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第5号 令和4年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算
(第5号)

議案第6号 令和4年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)

議案第7号 令和4年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第2号)

議案第8号 令和4年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和4年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)

議案第10号 令和4年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第4号)

議案第11号 令和4年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第12号 令和4年度南越前町下水道特別会計補正予算(第3号)

議案第13号 令和4年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)

議案第14号 令和5年度南越前町一般会計予算

議案第15号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算

議案第17号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計予算

議案第18号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算

議案第19号 令和5年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算

- 議案第20号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度南越前町下水道特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算
- 議案第26号 南越前町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第27号 南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第29号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第30号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第32号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定について
- 議案第34号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

開 会

〔開会 午前10時00分〕

○議長（喜村喜代治君） 3月議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入りましたが、まだまだ寒く、春の到来を待ち遠しく感じております。

さて、本町においては、昨年8月に発生した大雨災害により甚大な被害が発生いたしました。住民の皆さまをはじめ、被災をされました方々には改めてお見舞いを申し上げます。また、町当局におかれましては、災害発生以降、被災された方々の生活再建に向け復旧活動に日々取り組んでこられたことに対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

大雨災害から半年が経ちますが、被災前の生活に戻るにはしばらく時間がかかると思われます。町全体で復興に取り組み、一日も早く安全・安心な生活が取り戻せることを切に願っております。

さて、県においては新型コロナウイルスの感染拡大警報を、先月注意報に切り替えました。また、国においても新型コロナ対策におけるマスクの着用の考え方について、今月13日からは「個人の判断に委ねる」とされたところであります。さらに、5月8日からは感染症法上の位置づけについて、「2類感染症」から「5類感染症」に位置づけることとしたり、新型コロナウイルス感染症対策もいよいよ季節性インフルエンザ同様、自分やその家族などのリスクに応じて適切な感染対策をとるよう求められることとなります。

また、今年の冬は大雪になるとの予報もありましたが、昨年12月の降雪に対しても、適切な除雪体制により主要幹線道路、生活道路とも適時除雪が行われ、住民生活に対する大きな影響が生じなかったことにつきましては、感謝申し上げます。次第でございます。

しかしながら、災害は忘れたころにやってくると申します。住民が安心して生活できるよう、より一層の防災対策をお願いしたいと存じます。

さて、3月議会は、新年度予算をはじめ補正予算、条例の制定や改正など、重要な案件が多くありますので、議員各位におかれましては、本定例会に提出されました各案件につきまして慎重審議いただきますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまより、令和5年3月南越前町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は１２名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〔午前１０時０４分〕

会議録署名議員の指名

○議長（喜村喜代治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に入ります。日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、４番 山本徹郎君、５番 坪川伸理君を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長（喜村喜代治君） 次に日程第２ 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、去る２月１日と２月２２日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 議会運営委員長 ９番 加藤 伊平君。

○９番（加藤伊平君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。令和５年３月定例会の運営につきまして、去る２月１日及び２月２２日に正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。当委員会で協議し、決定いたしました結果につきまして、ご報告いたします。

会期につきましては、本日より１７日までの１７日間といたします。議会日程につきましては、お手元にお配りいたしました日程表のとおりであります。

議員各位のご賛同とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（喜村喜代治君） お諮りいたします。ただいまの加藤委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から１７日までの１７日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から１７日までの１７日間とすることに決定しました。

諸 般 の 報 告

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第３ 諸般の報告を行います。１２月議会定例会以降に開催されました会議等につきましては、お手元に配付してあります諸報告のとおりです。次に、監査委員から送付されました例月出納検査の結果につきましては、お手元に写しを配付してありますので、ご覧願います。これで諸般の報告を終わります。

議 案 の 上 程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第４ 議案第３号 令和４年度南越前町一般会計補正予算（第１０号）から日程第３７ 議案第３６号 工事請負変更契約の締結についてまでの３４議案を一括して議題といたします。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日ここに、令和５年３月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年の冬は例年に比べ雪の少ない比較的過ごしやすい日々となりましたが、昨年８月の大雨で被災された皆さま方におかれましては、厳しい寒さの中、不安な思いでお過ごしのことと、心からお見舞い申し上げます。町では引き続き、国・県をはじめ関係団体の皆さま方のお力添えを賜り、一日でも早く日常生活を取り戻していただけるように、引き続き職員が一丸となりまして力強く取り組み、復旧・復興を速やかに進める所存であります。

１月下旬には「１０年に１度」と言われる強烈な寒波襲来によりまして、主要幹

線道路の通行止めが相次ぎ、電車も運休したことから大きな混乱を招きましたが、町内では地元事業者の皆さまが除排雪作業に献身的にお取り組みいただきました。雪に強いまちづくりに日々ご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを、5月8日に「季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げる」と表明いたしました。

このことによりまして、医療提供体制やワクチン接種などに対する公的支援が段階的に移行され、検査や診療は一般の医療機関に広がり、感染者等の待機期間などの義務もなくなる見通しであります。

マスク着用は、屋外では他者との身体的距離が確保できる場合は原則不要とする方向で検討されまして、ワクチン接種についても見直される見込みであります。3年にわたり続けられてきた政府の新型コロナ対策は、平時に向けまして、大きな転換期を迎えております。今後の感染対策は国民一人ひとりの自分自身の判断に委ねられることになります。

しかしながら、「手洗い」・「うがい」・「マスクの着用」などは、様々なウイルス感染症対策として有効であることは広く認識され、引き続き自分と自分の大切な人のためにも生活習慣としていただきたいと思います。

また、1月23日に開会されました第211回通常国会において岸田総理大臣は、「持続可能」で「包摂的」な経済社会を作り上げていくために「こども・子育て政策」を最重要政策と位置付け、従来とは次元の異なる少子化対策の実現を明言しました。また、物価高対策のために「物価上昇を超える賃上げが必要」と強調しまして、労働市場改革を推進することといたしました。今後とも、次の世代に引き継いでいくための政策を推進していただきたいと思います。

ここで、かねてより強力に進めています「6つのまちづくり事業」につきまして、令和5年度の主要施策、重点事項等の取り組みについて述べさせていただきます。

まず一つ目の「町民に優しいまちづくり」であります、
一、妊産婦や小学校就学前の子どもを持つ保護者などが抱える地域の多様化するニーズに応えるため、関係機関と連携し、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点において、発達や状況に応じた切れ目のない伴走型の相談支援を強化し、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援を一体的に実施します。

一、障害の有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのあるまちづくりのため、町障害者計画等の見直しを行うとともに、相談支援体制を強化し、障害者福祉施策を一層推進します。

一、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を目指し、「地域ふれあいサロン」を中心とした介護予防活動と地域の見守り・支え合い体制づくりを推進します。

一、コロナによる生活様式の変化や記録的な大雨災害等によりストレスを抱えやすい町民に対して、自らの心の状態を正しく把握するためのストレスチェックや相談会を開催すると共に、地域の中での声かけや見守りを担う人材の育成等、心の健康を守るための支援体制を強化いたします。

一、町の代表的な観光施設である「花はす公園」において、駐車場トイレ改修など高齢者や障害者の利用に配慮した施設の整備を推進いたします。

一、マイナンバーカードの取得が困難な方を対象に、出張申請や相談受付を行い、全町民がマイナンバーカードを取得できるよう普及促進に努めます。

次に、二つ目の「安全安心して暮らせるまちづくり」であります、

一、災害発生時に、避難情報や災害リスクの情報をスマートフォンを通して速やかに伝達するための防災アプリを導入し、Jアラートや防災行政無線等と合わせて活用することで確実な情報伝達の仕組みを構築します。また、関係機関と連携いたしまして、河川への水位計や監視カメラの設置を進め、大雨時の危険水位の早期把握と的確な避難情報の発令に活用していきます。

一、日頃から地域で防災活動に取り組む自主防災組織の活動支援や未結成集落の積極的な設立を促し、地域における共助への取り組みを推進いたします。

一、誰もが生涯にわたり地域で安心して生活ができるよう、住民ニーズに応じたA I オンデマンドバス「らくらくおでかけバス」の本格運行を開始します。また、町内並行在来線駅のバリアフリー化など、利用しやすい環境づくりに努めます。

一、国の補助を受けて、町が実施するインフラ・ライフラインに関する災害復旧事業について、確実な工事の進捗をもって早期の復旧を目指します。

一、国道8号の大谷から敦賀市挙野間と国道365号栃ノ木峠道路におけるバイパス整備の早期事業化や、県道中小屋武生線等の地域間を結ぶ幹線道路の改良促

進を図るため、国・県・関係機関に強く要請を行います。

一、水管橋の点検結果により、劣化・損傷が著しく進行している今庄の大鶴目橋と新河原橋に架かる２つの水管橋の改築に係る詳細設計を行いまして、大鶴目橋に架かる水管橋の改築と塗装に関する工事を実施し、安全で安定した水道水の供給を図ります。

一、人口減少に歯止めをかけ、子育て世帯や新婚世帯など若い世代の定住を促進するため、東大道住宅内に町営住宅１棟・２戸を整備するとともに、新たな分譲地の候補選定と既存団地の空き家・空き地を有効に利活用できる施策について検討し、町独自の特色ある住宅政策を確立いたします。

次に、三つ目の「活き活きと働けるまちづくり」であります、
一、日本遺産に認定された「右近家、中村家住宅などの北前船主集落」と「旧北陸線鉄道遺産」、重要伝統的建造物群保存地区に選定された「北国街道 今庄宿」、世界の花はすが楽しめる「花はす公園」、国の重要文化的景観に選定された「糠の水仙畑」など、町が有する豊かな自然や歴史、文化的景観を活かし、観光誘客の拡大を図ります。

一、山頂から日本海や白山連峰が一望でき、四季折々の大自然が楽しめる「今庄 365 スキー場」周辺の豊かな自然環境資源を最大限に活かすため、令和４年度に策定した基本構想をもとに今後の方向性を検討します。

一、昨今の米価下落、肥料の高騰など農業者を取り巻く厳しい情勢を鑑み、米の直接支払交付金、水田利活用促進対策事業交付金等により担い手農家及び生産組織等の農業経営を支援するとともに、中山間地域農地保全事業等により、条件不利地の営農継続を支援し、農地の維持保全に努めます。

一、道の駅「南えちぜん山海里」に隣接するイチゴ・ブドウ・ブルーベリーの観光農園施設整備を支援し、令和５年度内の開業を目指します。

一、糠集落の水仙畑を復活させるため、糠集落との協力体制を構築し、落石防護施設等の整備を進め、併せて水仙の作付けを支援します。

一、森林環境譲与税を活用して森林境界の明確化事業等を加速するとともに、木

材産業の活性化を図るために、間伐材の搬出を促進する支援を実施します。また、公共事業において町産材や県産材を積極的に活用し、木製品の利用促進に努めます。

一、甲楽城漁港の機能強化を目的とした北防波堤嵩上工事の測量・設計とともに、糠の海岸保全施設の機能回復を目的とした修繕工事の測量・設計に着手し、越波被害防止及び安全安心な集落づくりを目指します。

次に、四つ目の「人と文化を育む まちづくり」でありますが、

一、歴史の継承と文化の向上を図るため、「国指定史跡 柚山城跡」や「越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観」、「重要文化財 中村家」、「名勝 おくのほそ道の風景地 湯尾峠」などの環境整備や保存修理を計画的に進めます。さらに、「今庄宿重要伝統的建造物群保存地区」については、地区の代表的な歴史的建造物の旧京藤甚五郎家土蔵の公開活用の環境整備および住宅や土蔵の保存修理を進めることで、これらの文化遺産を活かしたまちづくりを推進いたします。

一、きめ細やかな教育と個々のニーズに応じた教育の、より一層の充実を図り、児童生徒が気軽に相談できるよう教育支援センターの拡充を図るとともに、スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー等を適切に配置いたします。

一、町民一人ひとりが健康づくりの意識を高めると共に、スポーツに親しめる環境づくりを進めるため、ウォーキングの啓発やマラソン大会の実施をはじめ、健康増進に向けた家でできる体操や生涯スポーツの普及を推進します。また、老朽化した南条地区公民館の安全性の確保と機能性の向上を図るため、耐震改修整備工事を実施いたします。

次に、五つ目の「住民主体のまちづくり」でありますが、

一、住民自治の拠点として、今年度は上野集会所、栄区集会所、南今庄コミュニティーセンターを整備して集落の振興と活性化を図ります。

最後に、六つ目の「効率的な行財政運営によるまちづくり」でありますが、

一、厳しい財政状況の中において、多様化する住民ニーズに迅速に対応し、今後も良質な行政サービスを展開するために財政規模に応じた適正な行財政運営に取り組みます。

以上、令和５年度に取り組みます「６つのまちづくり事業」の具体的な事業についてご説明申し上げます。

職員全員が、常に町民の皆様に寄り添い、緊張感をもって業務に向き合い、一丸となってこの「６つのまちづくり事業」をはじめとした住民福祉向上に鋭意努め、誰もが安全に安心して暮らすことのできる南越前町の実現を目指す所存であります。

それでは本定例議会に、ご提案申し上げます各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

補正予算に関するものが１１件、当初予算に関するものが１２件、条例の制定に関するものが３件、条例の一部改正に関するものが６件、公の施設の指定管理者の指定に関するものが１件、工事請負変更契約の締結に関するものが１件の合計３４件であります。

最初に、議案第３号 令和４年度南越前町一般会計補正予算（第１０号）であります。予算現額から２億６，４１１万７千円を減額し、予算総額を１２２億８，５５６万５千円にいたそうとするものであります。

なお、繰越明許費では、職員住宅整備設計委託事業ほか２９事業で総額２４億２２４万６千円を設定いたそうとするものであります。

債務負担行為補正では、今庄３６５温泉やすらぎ等の指定管理業務のほか２事業で総額９，１３５万４千円の追加をいたそうとするものであります。

地方債補正では、住民センター設備改修事業ほか１０件で限度額を変更し、災害援護資金貸付事業債を廃止いたそうとするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、総合事務組合退職手当特別負担金に２，９００万円の追加。公共施設適正管理基金積立金に１億円の追加。災害救助法による被災住宅の応急修繕料で２，２９０万円の減額。災害援護資金貸付金で１，３６０万円の減額。

民生費では、障害者福祉費扶助費に１，２３６万３千円の追加。後期高齢者医療給付費負担金で１，７９１万７千円の減額。老人保健施設特別会計繰出金に１，８５４万５千円の追加。

衛生費では、予防接種委託料で１，１６３万４千円の減額。南越清掃組合負担金で１，４６５万８千円の減額。水道事業企業会計補助金に４，３０６万４千円の追加。

農林水産業費では、北陸新幹線建設関係農業用施設機能補償工事等で１，１５１万円の減額。林道災害緊急対策工事等で１，１４３万円の減額。

商工費では、温泉施設の施設管理委託料に２，５８４万５千円の追加。柚山スポーツセンター外壁改修工事等に１，０８１万２千円の追加。

土木費では、除雪業務委託料に 6, 1 0 0 万円の追加。消雪施設整備工事で 2, 0 6 0 万 9 千円の減額。

消防費では、南越消防組合負担金で 1, 5 7 9 万 6 千円の減額。

教育費では、ウォーターランド南条施設管理委託料に 7 7 5 万 8 千円の追加。

災害復旧費では、農地・農業用施設災害復旧工事で 1, 2 1 7 万 7 千円の減額。道路災害復旧工事測量設計委託料で 2, 3 7 0 万円の減額。道路災害復旧工事で 1 億 4, 1 7 5 万 2 千円の減額。河川災害復旧工事で 1 億 2, 0 5 2 万円の減額。

諸支出金では、減債基金積立金に 1 億 3, 0 0 0 万円の追加等であります。

歳入の主なものは、河川災害復旧事業負担金で 1 億 1, 0 0 8 万 6 千円の減額。道路災害復旧事業負担金で 1 億 7, 4 1 0 万 5 千円の減額。社会資本整備総合交付金で 2, 1 1 4 万 5 千円の減額。

県支出金では、災害救助事業費負担金で 2, 7 3 6 万 5 千円の減額。農業用施設災害復旧事業補助金で 1, 1 5 6 万 8 千円の減額。

寄附金では、一般寄附金として 2, 1 0 3 万 8 千円の追加。

繰入金では、森林環境譲与税基金繰入金で 1, 7 8 4 万 3 千円の減額。

繰越金では、純繰越金として 1 億 7, 1 0 1 万 9 千円の追加。

諸収入では、指定管理者納付金で 1, 0 5 6 万円の減額。

町債では、災害援護資金貸付事業債で 1, 3 6 0 万円の減額等であります。

次に、議案第 4 号 令和 4 年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。予算現額に 3, 9 3 4 万 1 千円を追加し、予算総額を 1 1 億 3, 1 4 8 万 5 千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第 5 号 令和 4 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算（第 5 号）であります。予算現額に 5 7 5 万 4 千円を追加し、予算総額を 2 億 9, 1 6 0 万 4 千円にいたそうとするものであります。

なお、繰越明許費では、電子内視鏡システム購入事業で 5 7 2 万円を設定いたそうとするものであります。

次に、議案第 6 号 令和 4 年度南越前町河野診療所特別会計補正予算（第 4 号）であります。予算現額から 5 5 8 万 1 千円を減額し、予算総額を 9, 7 9 5 万 5 千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第 7 号 令和 4 年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算（第 2 号）であります。予算現額から 2 5 0 万円を減額し、予算総額を 1, 2 3 3 万 4 千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第 8 号 令和 4 年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。予算現額から 1, 4 7 7 万 5 千円を減額し、予算総額を 1 億 6, 5 7 1 万 1 千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第 9 号 令和 4 年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算（第 4 号）であります。予算現額から 3,203 万 4 千円を減額し、予算総額を 3 億 6,432 万 9 千円にいたそうとするものであります。

なお、繰越明許費では、災害関連農村生活環境施設復旧事業ほか 1 事業で総額 3,673 万 1 千円を設定いたそうとするものであります。

次に、議案第 10 号 令和 4 年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算（第 4 号）であります。予算現額に 137 万円を追加し、予算総額を 1 億 8,295 万円にいたそうとするものであります。

次に、議案第 11 号 令和 4 年度南越前町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。保険事業勘定の予算現額から 5,014 万 4 千円を減額し、予算総額を 13 億 8,553 万 3 千円にいたそうとするものであります。

次に、議案第 12 号 令和 4 年度 南越前町下水道特別会計補正予算（第 3 号）であります。予算現額に 936 万 1 千円を追加し、予算現額を 2 億 1,551 万 4 千円にいたそうとするものであります。

なお、継続費補正では、下水道事業公営企業会計移行事業で事業費の総額を 4,746 万 6 千円から 4,268 万 1 千円といたし、それぞれ令和 4 年度から 5 年度までの年割額を補正するものであります。

繰越明許費では、下水道施設修繕事業で 1,657 万 7 千円を設定いたそうとするものであります。

地方債補正では、公営企業会計適用事業で限度額を変更いたそうとするものであります。

次に、議案第 13 号 令和 4 年度南越前町水道事業会計補正予算（第 4 号）であります。収益的収支の予算現額に、3,763 万 9 千円を追加し、予算総額を 4 億 2,643 万 2 千円にいたそうとするものであります。

なお、地方債補正では、水道施設災害復旧事業で限度額を変更いたそうとするものであります。

以上、補正予算に関する議案 11 件につきまして、ご説明を申し上げます。

続きまして、令和 5 年度の当初予算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第 14 号 令和 5 年度南越前町一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算の総額は、89 億 7,839 万 7 千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして、7 億 4,874 万 9 千円の増で、率にして 9.10% の増となりました。

増額となりました主な要因として、歳出では、電気料金の高騰、南条地区公民館耐震改修整備事業の実施、令和 4 年 8 月の大雨に伴う災害復旧事業および関連予算の計上などによりまして、予算規模が大きく増加いたしました。

歳入では、災害復旧事業に伴い県補助金が増額となっております。繰入金については、災害復旧関連事業、電気料金および物価の高騰による財源不足を補うため、財政調整基金で2億円、公債費の財源とするため減債基金で1億円を計上いたしました。また、町債については、集会所整備事業、南条地区公民館耐震改修整備事業等の実施のため前年度比3億920万円増の6億4,750万円となっております。

次に、歳出について、目的別で増減があった主なものは、議会費が、7,752万7千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして235万8千円の増であります。

総務費は、13億7,223万1千円で、3,999万2千円の増であります。

その主な要因は、財産管理費の普通建設事業費等で2,969万4千円、積立金で9,997万円のそれぞれ減となる一方で、自治振興費の普通建設事業費等で1億1,488万2千円、公共交通対策費の補助費等で3,062万円、復興支援費の補助費等で3,207万6千円のそれぞれ増となったことで合計が増となっております。

民生費が、18億6,943万1千円で、6,907万6千円の増であります。

その主な要因は、障害福祉費の扶助費で1,606万3千円、高齢者福祉費の人件費で627万6千円、福祉センター管理費の物件費で627万1千円、保育所費の人件費で1,028万7千円、児童館費の物件費で912万4千円のそれぞれ増であります。

衛生費は、7億7,968万7千円で、1億5,743万1千円の増であります。

その主な要因は、予防費の物件費で2,944万2千円、母子衛生費の扶助費で537万5千円、診療所費の繰出金で1,499万8千円、清掃総務費の補助費等で1,864万9千円、水道事業費の補助費等で6,298万3千円のそれぞれ増であります。

労働費が、前年度と同額の1,500万円であります。

農林水産業費が、7億7,005万8千円で、2億1,070万円の減であります。

その主な要因は、治山費の普通建設事業費で8,096万円の増となる一方で、農業振興費の普通建設事業費等で1億4,756万8千円、農地費の普通建設事業費で1億1,092万2千円、漁港建設費の普通建設事業費等で4,070万5千円、それぞれ減となったことで合計が減となっております。

商工費が、6億5,239万5千円で、4,141万3千円の減であります。

その主な要因は、公園管理費の普通建設事業費等で5,168万7千円の増となる一方で、観光費の物件費で1,335万8千円、温泉施設管理費の普通建設事

業費で2,932万1千円、北前船主の館管理費の普通建設事業費等で4,897万1千円、それぞれ減となったことで合計が減となっております。

土木費が、8億4,923万2千円で、9,129万7千円の増であります。

その主な要因は、道路橋梁新設改良費の普通建設事業費で7,417万1千円の減となる一方で、土木総務費の災害復旧事業費で1,530万6千円、道路橋梁維持費の普通建設事業費で7,417万1千円、河川費の普通建設事業費等で3,100万円、公共下水道費の繰出金で2,380万6千円、定住対策推進費の普通建設事業費等で1,942万6千円、それぞれ増となったことで合計も増となっております。

消防費は、3億7,742万1千円で、1,599万6千円の増であります。

教育費が、11億7,447万9千円で、2億4,745万1千円の増であります。

その主な要因は、小学校の学校管理費の物件費で1,602万6千円、公民館費の普通建設事業費等で2億704万9千円、文化財保護費の普通建設事業費等で2,600万円のそれぞれ増であります。

災害復旧費は、3億8,408万9千円で、その主な内容は、農地災害復旧費の災害復旧事業費で1億2,722万5千円、林業施設災害復旧費の災害復旧事業費で2億5,686万4千円のそれぞれ増であります。

公債費が、6億4,422万7千円で、706万円の減。

諸支出金が、262万円で、23万2千円の減であります。

予備費が、前年度と同額の1,000万円であります。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

歳入の主なものは、町税が、12億7,166万5千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして61万3千円の増。

譲与税、交付金等が、3億8,180万円で、1,700万円の増。

地方交付税が、37億5,000万円で、5,000万円の増。

分担金及び負担金が、5,812万4千円で、1,094万7千円の増。

使用料及び手数料が、5,401万4千円で、144万8千円の増。

国庫支出金が、6億4,598万4千円で、6,401万1千円の減。

県支出金が、12億5,162万3千円で、3億7,791万7千円の増。

財産収入が、3,778万4千円で、2億9,094万3千円の減。

寄附金が、4,000万円で、1,500万円の減。

繰入金が、4億2,235万円で、2億8,662万8千円の増。

繰越金が、1億4,000万円で、同額の増。

諸収入が、2億7,755万3千円で、7,505万円の減。

町債が、6億4,750万円で、3億920万円の増であります。

次に、議案第15号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算までの11の特別会計、企業会計の当初予算についてであります。これらの予算総額を48億5,610万3千円といたそうとするものです。

前年度の当初予算と比較いたしますと5億1,708万7千円の増で、率にして11.92%の増であります。

それでは、議案第15号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算であります。予算総額は、11億1,489万8千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして2,871万8千円の増で、率にして2.64%の増であります。

次に、議案第16号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算であります。予算総額は、2億8,915万円で、前年度の当初予算と比較いたしまして627万3千円の増で、率にして2.22%の増であります。

次に、議案第17号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計予算であります。予算総額は、7,715万3千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして2,492万2千円の減、率にして24.42%の減であります。

次に、議案第18号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算であります。予算総額は、1,531万5千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして48万1千円の増、率にして3.24%の増であります。

次に、議案第19号 令和5年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算であります。予算総額は、140万7千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして1万2千円の増、率にして、0.86%の増であります。

次に、議案第20号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額は、1億7,340万7千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして707万9千円の減、率にして、3.92%の減であります。

次に、議案第21号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計予算であります。予算総額は、2億9,692万4千円で前年度の当初予算と比較いたしまして1,553万1千円の増、率にして、5.52%の増であります。

次に、議案第22号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計予算であります。予算総額は、1億8,872万9千円で前年度の当初予算と比較いたしまして1,422万6千円の増、率にして、8.15%の増であります。

次に、議案第23号 令和5年度南越前町介護保険特別会計予算であります。保険事業勘定の予算総額は、13億8,873万7千円で前年度の当初予算と比較いたしまして3,774万9千円の減、率にして2.65%の減であります。

また、介護サービス事業勘定の予算総額は、981万2千円で前年度の当初予

算と比較いたしまして116万3千円の減で、率にして10.60%の減であります。

次に、議案第24号 令和5年度南越前町下水道特別会計予算であります、予算総額は、3億651万8千円で前年度の当初予算と比較いたしまして1億360万2千円の増、率にして51.06%の増であります。

次に、議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算であります、収益的収支の予算総額は、3億7,377万5千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして1,655万6千円の増で、率にして4.63%の増であります。

資本的経費の予算総額は6億1,604万3千円で、前年度の当初予算と比較いたしまして3億9,836万円の増で、率にして183%の増であります。

以上、令和5年度当初予算に関する12議案の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報保護制度が見直されるため、所要の改正を行いたいのので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第27号 南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明を申し上げます。

これは、情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するための機関を設置したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

これは、会計年度任用職員制度の適正な運用を図るため、新たな職種を追加したいので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第29号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに関係する条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案いたすものであります。

次に、議案第30号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正

について、ご説明申し上げます。

これは、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これに関係する条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案いたしますものであります。

次に、議案第 31 号 南越前町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更したいので、今回提案いたしますものであります。

次に、議案第 32 号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

これは、南越前ダイビングパークの運営及び経営体制の強化を図りたいので、今回提案いたしますものであります。

次に、議案第 33 号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

これは、建築基準法第 39 条の規定に基づき一級河川鹿蒜川流域において、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定める必要がありますので、今回提案いたしますものであります。

次に、議案第 34 号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは、新たな地域優良賃貸住宅の設置に伴い、南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案いたしますものであります。

次に、議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

これは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、指定管理者の指定をするときは議会の議決を要するので、今回提案いたしますものであります。

公の施設の名称は、南越前ダイビングパークで、指定管理者となる団体の名称は、株式会社南越前ダイビングパークで、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日といたしますものであります。

次に、議案第 36 号 工事請負変更契約の締結について、ご説明を申し上げます。

これは、この契約が予定価格 5,000 万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、今回提案いたしますものであります。

令和 4 年度県単小規模荒廃地治山事業（糠区）で契約額を 6,897 万円から

7, 735万4千円に変更いたそうとするものであります。

以上、3月定例議会に提案をいたしました34議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて提案理由の説明を終わります。

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午前10時54分〕

第 2 号 3月2日(木)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町長 岩倉光弘		
副町長 北野徹		
総務課長 関根将人	観光まちづくり課長 初一剛	
町民税務課長 野村和子	保健福祉課長 坂井好美	
農林水産課長 市村誠	建設整備課長 新海昌弘	

(教育委員会)

教育長 上田康彦	事務局長 中村勝典
----------	-----------

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 森貴之	書記 三原順子
------------	---------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

- 議案第3号 令和4年度南越前町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第4号 令和4年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第5号 令和4年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計補正予算(第5号)
- 議案第6号 令和4年度南越前町河野診療所特別会計補正予算(第4号)
- 議案第7号 令和4年度南越前町個別排水処理施設特別会計補正予算(第2号)
- 議案第8号 令和4年度南越前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第9号 令和4年度南越前町農業集落排水特別会計補正予算(第4号)
- 議案第10号 令和4年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算(第4号)
- 議案第11号 令和4年度南越前町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第12号 令和4年度南越前町下水道特別会計補正予算(第3号)
- 議案第13号 令和4年度南越前町水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第27号 南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第29号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第30号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第31号 南越前町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第32号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第33号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定について

議案第34号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について

議案の常任委員会付託

議案第14号 令和5年度南越前町一般会計予算

議案第15号 令和5年度南越前町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算

議案第17号 令和5年度南越前町河野診療所特別会計予算

議案第18号 令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算

議案第19号 令和5年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算

議案第20号 令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和5年度南越前町農業集落排水特別会計予算

議案第22号 令和5年度南越前町老人保健施設特別会計予算

議案第23号 令和5年度南越前町介護保険特別会計予算

議案第24号 令和5年度南越前町下水道特別会計予算

議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算

令和5年度当初予算特別委員会の設置

議案の令和5年度当初予算特別委員会付託

開 議
〔開議 午後 2時00分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第1 議案第3号 令和4年度南越前町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これより議案第10号に対する質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第3号 令和4年度南越前町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第2 議案第4号 令和4年度南越前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第11 議案第13号 令和4年度南越前町水道事業会計補正予算（第4号）までの10議案を一括して議題とい

たします。

これより、議案第４号から議案第１３号までの１０議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第４号から議案第１３号までの１０議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君） 起立全員です。よって、議案第４号から議案第１３号までの１０議案は、原案のとおり可決されました。

質 疑

○議長（喜村喜代治君） 次に、日程第１２ 議案第３６号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。これより、議案第３６号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第36号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君） 起立全員です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

質 疑

○議長（喜村喜代治君） 次に、日程第13 議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから日程第22 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの10議案を一括して議題といたします。

これより、議案第26号から議案第35号までの10議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案の常任委員会付託

○議長（喜村喜代治君） 次に、日程第23 議案の常任委員会付託を議題といたします。お諮りいたします。議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの10議案につきましては、配付の付託表のとおり各常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第35号までの10議案につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託して審査を行うことに決定しました。

質 疑

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第２４ 議案第１４号 令和５年度南越前町一般会計予算から日程第３５ 議案第２５号 令和５年度南越前町水道事業会計予算までの１２議案を一括して議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

令和５年度当初予算特別委員会の設置

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第３６ 令和５年度当初予算特別委員会の設置を議題といたします。お諮りいたします。当初予算審査のため、南越前町議会委員会条例第５条第１項の規定により、令和５年度当初予算特別委員会を設置することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、令和５年度当初予算特別委員会を設置することに決定いたしました。ただいま設置されました令和５年度当初予算特別委員会の委員の選任については、南越前町議会委員会条例第７条第２項の規定により、議長において、議員全員を指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、令和５年度当初予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、議員全員を選任することに決定いたしました。

議案の令和５年度当初予算特別委員会付託

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第３７ 議案の令和５年度当初予算特別委員会付託を議題といたします。議案第１４号 令和５年度南越前町一般会計予算から議案第２５号 令和５年度南越前町水道事業会計予算までの１２議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり令和５年度当初予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第25号までの12議案につきましては、令和5年度当初予算特別委員会に付託して、審査を行うことに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休 憩

〔休憩 午後 2時07分〕

〔再開 午後 2時08分〕

再 開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開します。先ほど設置されました令和5年度当初予算特別委員会の委員長及び副委員長は、南越前町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選されましたので報告いたします。

委員長に6番 大浦 和博君、副委員長に1番 高谷 直樹君であります。

以上のとおり報告します。

閉 議

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

〔散会 午後 2時08分〕

第 3 号 3月7日(火)

出席議員(敬称略) 12名

1番 高谷直樹	2番 谷口善治	3番 高橋宏介
4番 山本徹郎	5番 坪川伸理	6番 大浦和博
7番 城野庄一	8番 熊谷良彦	9番 加藤伊平
10番 喜村喜代治	11番 平谷弘子	12番 山本優

欠席議員(敬称略) なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(敬称略)

町 長 岩倉光弘		
副町長 北野徹		
総務課長 関根将人	観光まちづくり課長 初一剛	
町民税務課長 野村和子	保健福祉課長 坂井好美	
農林水産課長 市村誠	建設整備課長 新海昌弘	

(教育委員会)

教 育 長 上田康彦	事 務 局 長 中村勝典
------------	--------------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 森 貴之	書 記 三原順子
-------------	----------

議事日程(別紙のとおり)

会議に付した事件

代表質問

一般質問

開 議
〔開議 午前 10 時 00 分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより日程に入ります。

代 表 質 問

○議長（喜村喜代治君）日程第 1 代表質問を行います。

今期定例会で、昨年 8 月の大雨災害の復旧状況等につきまして、議会として代表質問を行うことといたしました。私たち議員全員で選任した議員を議会代表として、一般質問以外の事案で質問することにいたしましたので、理事者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、代表質問を行います。

4 番、山本徹郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

山本徹郎君。

〔4 番（山本徹郎君）登壇〕

○4 番（山本徹郎君）議長のお許しをいただきましたので、3 月定例会最初の質問をさせていただきます。

今回は、災害復旧の進捗状況とその災害に関連した質問を、議会を代表して一括質問一括答弁で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年 8 月の大雨災害により被災された町民の皆様方には、まずもって心からお見舞い申し上げます。そして、全国より数多くのボランティアの皆様にお越しいただきご協力、ご支援をいただきましたこと、また多大な支援金などを頂戴しましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。また、町長をはじめ職員の皆様には、災害対応に大変なご尽力とご努力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、大雨災害から半年が経過し、その全容が見えてきたように思いますが、改めて今回の災害における被害の重大さを痛感しているところでございます。

この間、我々議会も、議長をトップに国や県への陳情や要請活動を行ってまいりました。また、昨年 9 月から本年 1 月までの定例会、臨時会におきましては、町長から提案された災害に関する議案や補正予算に対しまして、慎重かつスピード感のある審議を行い、町の対応を後押ししてまいりました。

昨年の12月末には、県や越前市、鯖江市、越前町の職員の皆様のご協力を得て、水道施設以外の災害査定が終了し、また水道施設に関しましても2月中には災害査定が終了したと聞いております。

令和5年度からは本格的に災害復旧に取り組むと伺っておりますが、代表質問の場におきまして、その復旧工事の整備計画とその進捗等についてお伺いしたいと存じます。

まず1つ目は、輪中堤についてお伺いをします。鹿蒜地区で計画されている輪中堤に関し、住民説明会の進捗及びそれに対する住民の理解度、また今後の工事実施スケジュールについてお伺いします。

2つ目は、県管理及び町管理河川について、次年度以降に実施される県管理及び町管理の河川改修工事について、その実施スケジュールを伺います。

3つ目は、道路についてお伺いします。河川同様、道路の災害復旧工事について、その実施スケジュールをお伺いします。

4つ目、農地についてお伺いします。農地に関しては、広範囲にわたって土砂や木材等が大量に流入している状況でございます。土砂や木材の撤去予定時期及び個人負担の有無、取水口や用排水路の修復等について伺います。また、大雨災害の被害状況により次年度以降の作付ができない場合の損失補償などについても、町の方針をお伺いします。

5つ目は、山林についてお伺いします。今般の大雨による土砂災害により、山林の多くは以下の3つの課題を抱えております。1つ目は、山肌が大きく削られ、倒木の被害が甚大であること。2つ目は、谷川の上流に土砂が多く堆積しており、非常に危険な状態であること。3つ目は、砂防ダムへ大量の土砂が流入しているほか、林道への土砂流出も甚大であること。この3つの課題を踏まえ、スケジュールを含めた対処方法についてお伺いいたします。

6つ目、避難指示についてお伺いをいたします。8月の大雨災害の際には、防災無線が全く聞こえなかったとの声が住民から多く寄せられております。町では、住民への新たな避難指示に関する方針を策定し、先日新聞でも報道されていましたが、改めて避難指示に対する町の方針についてお伺いをいたします。

最後、7つ目です。職員の負担軽減策についてお伺いをいたします。大雨にかかわらず、天変地異による全ての災害下では、休日返上での勤務など、労働時間を大幅に超える勤務が強いられており、町職員、特に担当部署の職員の心身に過大な負荷がかかることとなります。今回の大雨災害においても関係部署の職員の負担は大きく、私としては、職員の過重労働や負荷の大きな業務による健康被害を心配しております。次年度以降におきましても、関係部署では災害復旧に関する業務で多忙を極めることになると思われますので、職員全員の負担を軽減するべく、

組織横断型のプロジェクトチームの設置や、町内外に在住する町職員OBや技術職OBを応援スタッフとして招集し、短期間でも業務に従事いただくことについて、町の考えをお伺いいたします。

以上、7項目について質問いたしますが、特に工事に関しては、県の管理、町の管理の河川、道路それぞれについて答弁をお願いしたく存じます。

また、被災された住民の方々が、工事の開始時期や各種費用の負担の有無などについて心配されております。聞くところによると、これらの内容に関して一部住民の間ではデマやうわさが飛び交っているようでございます。議会に対する説明だけでなく、新旧の区長や農家組合長などの方々に向けた説明会を含め、町民の方々へ説明する機会を設けていただきたいと思います。

今回の災害は、これまでに類を見ないかなり甚大な被害をもたらし、とても短期間で復旧できるとは考えておりません。また、最優先に取り組むべき課題があることも重々承知しておりますが、被災者の方々の不安を解消することも重要な施策の一つであると言えます。よって、岩倉町長におかれましては、住民の気持ちに寄り添った答弁をお願いしたく存じます。

以上で質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本徹郎議員の代表質問であります、8月大雨災害後の対応についての1問目の輪中堤について、お答えをいたします。

福井県が進めております一級河川鹿蒜川における輪中堤は、河川の流域全体で水害を軽減する流域治水型の原形復旧として早期に効果が発揮されるハードの整備であります。国の災害査定によりまして、原形復旧に輪中堤を加えた鹿蒜川全体の災害復旧事業が1月31日に認められたところであります。

福井県の丹南土木事務所河川砂防課においては、災害査定の準備を進めながら関係集落に対する説明会を開催しまして、昨年10月16日には南今庄区、11月23日には下新道区、11月27日には上新道区で行われまして、最終的な復旧案が示されております。これに基づきまして、福井県は地権者の同意手続を進めているところであります。

今後のスケジュールでありますけれども、令和4年度では輪中堤の整備の影響範囲に係る物件調査が実施をされまして、令和5年度の上半期より護岸の原形復旧、そして用地測量及び用地買収と支障物件の補償、下半期より輪中堤の工事に着手をいたしまして、令和7年度中の完了が予定されているところであります。

集落への輪中堤整備に関する説明は丁寧に行われておりますが、影響を受ける範囲や規模というのは集落間で相違がありまして、区民全員の理解が得られているとは言い難い部分があります。できる限り分かりやすい説明となるよう、引き続き町としても県に協力し、最終的には生命の安全、そして生活の安定が図られる復旧事業であることへの理解を得るよう努めてまいりたいと思います。

なお、この輪中堤の整備に限らず、様々な災害復旧工事の内容や日程等については、区長さんをはじめ集落の役員の皆様を通じまして、対象地区の住民の皆様にも適時適切に説明をさせていただきたいと思います。

後のご質問については、担当課長の方からお答えをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 新海建設整備課長。

○建設整備課長（新海昌弘君） ご質問の２点目、県管理及び町管理河川について並びに３点目の道路についてお答えいたします。

災害復旧につきましては、県及び町管理ともに、国の災害査定で採択を受けたものに絞らせて説明させていただきます。

福井県丹南土木事務所が行う県管理河川の災害復旧工事ですが、全体としては、一級河川鹿蒜川や二級河川河野川などの県管理河川と、普通河川二ツ屋川や孫谷川などの町管理河川内にある砂防施設で、全部で６８件、事業費４６億２，８５４万８，０００円であります。３月１日現在の発注状況は２６件で、発注率に直しまして３８．２４％であります。工事の実施スケジュールについてですが、河川のみでの災害復旧工事は令和５年度末までに、道路や橋梁、輪中堤整備に伴う災害復旧工事については令和７年度中にそれぞれ完了する予定であります。

次に、町が行う町管理河川の災害復旧工事ですが、普通河川区間の鹿蒜川や孫谷川、小鶴目川、荒井谷川、美土呂川、そして河野川の６つの河川について、埋塞土砂の撤去のほか、大型ブロックを用いた護岸の復旧が主な内容です。件数としては６件、事業費２億９２９万７，０００円であります。３月１日現在の発注状況は４件、発注率に直しまして６６．６７％であります。残る２件のうち１件につきましては、今月末までに発注し契約する予定であり、年度末の発注率は８３．３％になります。工事の実施スケジュールですが、３月末までに発注したものは令和５年度末までに完了の予定であり、新年度において発注する河野川については令和６年度末までに完了する予定です。

３点目の道路についてでございますが、福井県丹南土木事務所が行う道路、橋梁の災害復旧工事についてであります。全体としては、国の災害査定で採択されました国道３６５号と３０５号、県道今庄杉津線などの道路復旧と今庄杉津線

の上新道から大桐までの区間にあります1号橋の橋梁復旧で合計33件、事業費8億2,908万3,000円であります。3月1日現在の発注状況は22件、発注率に直しまして66.67%であります。工事の実施スケジュールについては、道路のみの単独復旧工事は令和5年度末までに、河川や砂防施設の災害復旧、輪中堤の整備に伴う道路・橋梁復旧工事については令和7年度中にそれぞれ完了する予定です。

次に、町が行う道路、橋梁の災害復旧工事についてであります。町道の河内奥野々線、上新道敦賀線、今庄上新道線などで、大型ブロック積みやアスファルト舗装を用いた道路復旧と橋梁の復旧が主な内容です。件数としては32件、事業費9億8,299万3,000円であります。3月1日現在の発注状況は13件、発注率に直しまして40.63%であります。残る19件のうち7件につきましては今月末までに発注し契約する予定であり、年度末の発注率は62.5%となります。工事の実施スケジュールですが、3月末までに発注したものは令和5年度末までに完了の予定であり、新年度において発注する町道河内奥野々線や上新道敦賀線などの12件の災害復旧については令和6年度末までに完了する予定です。

○議長（喜村喜代治君）市村農林水産課長。

○農林水産課長（市村 誠君）4点目の農地につきましては、町内約57ヘクタールの農地に土砂が流入するとともに、パイプラインや用排水路の損傷も各地で見られました。

これらの災害復旧に対して、昨年11月に国の査定が終わり、95か所、事業費ベースで約7億4,000万円、国の補助率は98.9%の見込みです。

また、国庫事業に採択されなかった約60か所につきましては、事業費で約1億7,000万円、補助率75%の県単事業の採択を受けました。このことを受け、12月から順次工事を発注いたしまして、現在、約80%の発注を終えております。未発注の工事につきましても、地元の区長や農家組合長の皆さんに丁寧に説明しながら進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、農地に隣接した河川を含めて甚大な被害を受けた複数集落を除いては、この春からの耕作に間に合うよう鋭意工事を進めております。個人負担につきましては、原形復旧の観点から徴収しない方針であります。

また、令和5年度に作付けができない場合の損失補償につきましては、今のところ新規事業の創設は検討しておりませんが、農業共済や中山間地域農地保全事業の活用を推進したいと考えております。

続きまして、5点目の山林につきましては、議員ご指摘のとおり、山肌の崩落や倒木、谷川への土砂の堆積、林道への土砂流出など、甚大な被害を受けております。

町が把握しております林道の被災路線は54路線で被害箇所は318か所ありますが、このうち12路線、27か所が国庫事業で採択され、事業費は約3億6,000万円、補助率は約90%の見込みです。このうち5路線、11か所につきましては、年度内に工事を発注しております。

また、国庫事業に採択されなかった路線につきましては、令和5年度からの県単事業及び森林環境譲与税を活用した町単事業において、森林組合が実施する森林施業に影響しないよう段階的に復旧工事を進める予定です。

治山堰堤など既存の治山施設につきましては、国、県と協議の上、堰堤のかさ上げや土砂撤去を検討してまいります。

また、住家や道路など保全対象施設のある緊急性の高い箇所につきましても、国、県と協議の上、治山堰堤等の新設を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） 6点目の避難指示につきましてお答えさせていただきます。

避難情報につきましては、防災気象情報や住民の方々からの通報、また町職員や消防団による巡視情報、また今後の気象予測などを基準といたしまして、避難準備や避難所への移動に要する時間を考慮して総合的に判断をして発令をしております。

防災行政無線につきましては、被災情報の収集と複数の情報機器の操作は特定の限られた職員が担うため、迅速な情報伝達に支障を生じたことでございます。それに加えまして、防災行政無線は雨量によりまして音源の認識が極端に低下するということから、昨年の大雨時には平常時と比較しまして4割程度の音源認識率でございました。そういったことが後の検証で明らかになってございます。

この課題を早期に解消するために、災害発生時に避難情報や災害リスクの情報を、スマートフォンを通しまして速やかに伝達するための町独自の防災アプリを導入させていただき、Jアラートや防災行政無線と併せて活用することで、迅速で確実な情報伝達の仕組みを令和5年の夏頃をめどに構築してまいります。

続きまして、7番目の職員の負担軽減策でございます。

議員ご指摘のとおり、役場の職員は昨年８月の大雨災害以降、被災者支援、また道路、河川、上下水道等の復旧活動に、大半の職員が昼夜を問わず休日返上で献身的に業務に当たらせていただいております。その心身への負担は計り知れないと考えてございます。

また、今回の災害規模が過去に例を見ない甚大なものでございまして、復旧・復興には今後も多くの職員の労力を要すると考えられます。そのような状況が予測される中ではございますけど、職員一人一人の労務管理、またストレスケアに努めさせていただき、被災された皆様方が一日でも早く日常の生活を取り戻していただけますよう、職員が一丸となって取り組む所存でございます。

災害対策につきましては、一定の職員に極度の負荷がかからないよう、被災直後から全ての職員が協力して対応してまいりました。また、福井県や隣接市町から技術職員をはじめといたしました多くの人材を派遣していただいたことで、当町の職員の負担は大幅に軽減されたものと考えてございます。令和５年度におきましても同様に、４、５名の技術職員の派遣をお願いしているところでございます。

なお、役場内における災害対応の際の組織体制の連携強化に加えまして、横断的な取組と、知識と経験のある職員ＯＢなどによる応援体制の可否につきましては検討させていただくとともに、この災害を機に、県内におきまして福井県や近隣市町の職員の災害派遣が円滑かつ速やかに対応できる仕組みを確立していくことの重要性を南越前町から発信してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本徹郎君。

○４番（山本徹郎君） 理事者の皆様方、本当にご丁寧な説明ありがとうございました。

本年度発注に関しましては次年度内に終了ということでございますが、まだまだ５年度、６年度、７年度と続いてまいります。本当に大変でございます。議会も一緒になって頑張ってまいりたいと思いますので、５年度以降の事業発注に関しましても、住民の皆様に対しまして、やはりしっかりと丁寧にご説明をいただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて代表質問を終わります。

一 般 質 問

○議長（喜村喜代治君） 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、一問一答による方式または一括質問一括答弁方式の選択制にしております。質問時間は、答弁を含めて1議員45分以内となっておりますので、理事者、議員各位のご協力よろしくお願いいたします。

一般質問は、高谷直樹君、坪川伸理君、大浦和博君、平谷弘子君、山本 優君の5名から通告がありましたので、お手元に配付の一般質問表のとおり、順次発言を許します。

初めに、

1. 風力発電事業について
2. 職員の育成及びメンタルケアについて

5番 坪川伸理君。

〔5番（坪川伸理君）登壇〕

○5番（坪川伸理君） それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

まず初めに、風力発電事業についてお伺いいたします。

町の環境審議会から町長への答申及び知事に対する意見書の内容と今後の流れについて、まずお伺いいたします。

町の環境審議会が昨年12月27日と本年1月31日に開催されまして、町長への答申がなされたと伺っております。その答申内容がどのような内容であったのか。審議会を傍聴していない町民の方も多く、また、現在町のホームページには上がっておりますけれども、ホームページを見ていない町民の方も多くおられると思いますので、この場で内容を教えていただきたいと思います。

また、その後、2月21日付で町から福井県に対して意見書を送付したとホームページで確認しておりますけれども、やはり同じくホームページを見ていない方々、どうしても多くいらっしゃると思います。町民の皆さんにお知らせする意味でも教えていただきたいと思います。広報紙には少し、環境審議会からの答申風景の写真とともに若干の説明がありましたけれども、やはりいま一つ分かりづらいついかなというところがありますので、どのような答申だったのか、そしてどのような意見書だったのかということ、なるべく時間の許す限り詳しく教えていただきたいと思います。

また、町が県に意見書を出した形ですから、これからは県の判断、そして県から

国への意見書の提出等々があると思うんですが、今後の大まかなスケジュールについても併せて教えていただきたいと思います。

2つ目として、長浜市と滋賀県の状況についてですが、今回の余呉、南越前町またがる風力発電事業、県境でございますので、隣県、隣市である滋賀県長浜市及び滋賀県の状況について、現段階で把握している内容を教えていただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの坪川議員の風力発電事業についてのまず1点目でありますけれども、町環境審議会の町長への答申及び知事に対する意見書の内容と今後の流れにつきましてお答えをいたします。

昨年11月24日に、福井県知事より南越前町に対しまして（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書に対する意見照会がありました。これを受けまして、南越前町の環境審議会に見解を求めるため諮問を行いまして、今年2月6日に審議会の会長から答申を受けたところであります。

ご質問のこの答申の内容ですが、令和4年8月の大雨の被害を受けた地域が対象事業の実施区域に含まれているにもかかわらず、地域住民の理解と協力が得られていないこと、また、昨年と同等の大雨が降った場合を想定した対応策についての説明が欠けていること、また、イヌワシ、クマタカ等、厳格に守られる希少野生生物が存在する事実があるにもかかわらず森林環境を50ヘクタール以上改変することなどから、事業に伴う環境影響をできる限り回避または最大限低減するよう配慮を求めるとされております。

答申内容及び住民理解の現状を踏まえまして、南越前町としては、大幅な事業の見直しを求めるという意見書を2月21日に福井県知事に対して提出した次第であります。

今後のスケジュールですけれども、福井県は、南越前町からの意見、そして福井県環境審議会の答申を取りまとめまして、3月21日までに経済産業省に知事意見を提出し、その意見を基に経済産業省と環境省間において準備書に関する審査が行われまして、5月の下旬までに経済産業大臣の勧告がなされることになっております。

2点目の長浜市と滋賀県の状況についてお答えをいたします。

滋賀県側の状況であります。地元の長浜市は昨年3月にゼロカーボンシティを宣言しておりまして、先日、長浜市の浅見市長と本事業に関する意見交換会を

行いました。長浜市は脱炭素社会の実現に向け、市全域を挙げて再生可能エネルギー導入を進める方針であります。また、事業範囲に位置する中河内集落も本事業を進めることに賛成をしております、長浜市に対してもその旨を強く要望しております。

長浜市が滋賀県知事に提出した「環境影響評価準備書に関する環境保全の見地からの意見」でも、水質や動植物への影響への指摘、また森林、景観に対する適切な措置を求めています、総体的には「本事業が地域活性化につながるものとして大いに期待を寄せている」としておりまして、本事業に理解を示しております。

滋賀県知事は、長浜市からの意見や滋賀県の環境審議会の答申を経まして、福井県側と同じく3月21日までに経済産業大臣に意見を提出することとなっております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君） 状況的には分かりやすいご説明いただきました。ありがとうございました。

やはり懸念としては、隣県、隣市のその状況です。やはり県境ですので、あちら側だけ事業が始まって全く当町にも影響がないとは言い切れないところがあると思います。あとは滋賀県知事が当町と同じような判断をしていただくことを願うしかないんですけれども、また今後の推移、役場としても、長浜市そして滋賀県の動き、今後も注視していただきたいと思います。と思っています。

では、次の質問に移りたいと思います。

先ほどの代表質問でもありましたけれども、災害後のメンタルケアと、それから併せて今後の職員育成プランについて伺いたいと思います。

今年度末に定年退職者以外に多くの中堅職員が退職すると聞き及んでおります。中には、昨年8月災害からの復旧作業が精神的負担となり、心身回復せず退職を選んだ職員もいると聞き及んでおりますが、この間の災害後の職員に対するメンタルケアをどのように行っていたのか、伺わせていただきたいと思います。

自分は、5年前の3月議会の場におきまして、早期退職勧奨をやめるよう進言させていただきましたが、残念ながら、職員育成についてはこの5年間ほとんど変わっていないのかなと憂慮しております。

昨年5月に議員として当選させていただきました役場内回ってみますと、この4年ちょっとで、以前見知った顔がほとんどいない。どの顔を見ても、課長とか係

長クラスは別ですけども、その下がすっかり入れ替わってるという印象を受けました。それだけこの数年間で多くの職員の方がいなくなったんだなということを実感しております。また、町内の住民も、特にこの町内在住職員が減ることにもすごく不安を感じてる方も多くいらっしゃいます。

この4月1日時点で、町内在住職員、そして町外在住職員の比率はどうなるのかを教えていただきたいと思います。

公務員である職員というのはなかなか厳しい仕事で、仕事はやって当たり前と住民からも思われます。やってない、対応が遅れたり不十分だとすると批判をされるけど褒められることはないという、精神的にかなり負担のある職務だと思います。また、民間のように、売上目標とか、このモノをつくるとかいう明確な目標がないですから、メンタル的に、やはりある程度成長していかないとストレスを抱えるばかりではないかなと思います。

やはり公務員としての使命感、そして昔から言われますけれども、公僕、全体の奉仕者としてのプライド、これをモチベーションとして持ち続けること、これが一番の根幹だと思います。仮に町外からの通勤者が100%だったとしても、この町をよくしたい、この町の住民の皆さんのためになることをしたい、そういう気持ちを持っていただかないと、単なる普通の仕事の感覚ではやはり公務員という仕事は務まらないのではないかなと思います。

町外から通勤している方が町内の地名を聞いてもどこにあるのか分からないというのでは、やはり町民としては不安を感じますし、また今回、昨年8月のような有事が発生したときに、そこから地図を見て、そこから動き出すという状態では、初動対応に非常に不安を感じるものがあります。なるべく庁舎内にいるよりも外へ出ていただいて、その地区がどこにあるのか頭に入れて動いていただければなと思いますし、また、町内の至るところへ行っていくことで、逆に町外の人間だから気づくこの町のいいところ、そういったところに目を向けてもらえれば好きになってもらえると思いますし、また、町民と話し合うことで町民の性格も分かっていたいただければ、よりこの町のことを大事に思ってくれる職員が育つのではないかなと感じます。

私も民間にいましたときには人事管理やってましたけれども、つい長くいると、自分たちのやってきたことだから今の若い人に同じように接しても、今の世代なかなかついてこないと思います。民間も同じですけども、やはり今の世代に合わせた人材育成、それが必要な時代だと思います。当然、中には、仕事の指示、一を聞いてすぐ五や十をこなせるタイプの人もいますし、一を聞いたらずいぶんできないという人もいます。これは我々の世代からそうですけど、いろんな業務をマニュアル化したことによる弊害とも言われてますけれども、それを同じ職場で同

じ俸給で育てていくというのは、やはり仕事のできるタイプの人から見るとモチベーションが下がるのではないかなとも思います。

本当に人を育てるというのはなかなか難しいのは私も重々承知しておりますけれども、必要であれば、外部からそういう育成のプロを定期的に招いての勉強会をやっていくのも必要ではないかなと思います。理事者の管理職の皆さんが自分の業務にプラス、育成するのも業務ですけれども、そのことばかりではほかの仕事ができなくて残業することになっては、また管理職の皆様の心身が逆に冒されることになると思います。

そういうことがないように今後していただきたいと思うのですが、先ほどの代表質問でもありましたように、この8月の水害後の職員個人個人のメンタルケアと、そして新年度以降の育成プランをどのように考えておられるのか、まだ具体的なところまではないかと思っておりますけれども、お答えいただければなと思います。お願いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） ただいまの坪川議員の災害後のメンタルケアと今後の職員育成プランにつきまして、お答えさせていただきます。

職員のメンタルケアの取組につきましては、平成28年度からメンタルヘルスチェックというものを毎年2回実施してございます。その結果で高ストレスの判定が出た職員には、速やかに産業医を受診するよう促してございます。また、管理職には日頃から職員との良好なコミュニケーションを図るように促しております。働きやすい職場環境づくりに努めてまいっております。

ご質問の今年4月1日時点における町外に在住する職員の一般行政職全体に占める割合につきましては、約41%程度となる見込みでございます。

今後も職員には、地方公務員としてのスキルアップだけではなく、一人の社会人として人間的成長を促しまして、日々町民の方に寄り添える人材育成に役場全体で取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 坪川伸理君。

○5番（坪川伸理君） ありがとうございます。

なかなか難しい課題です。これは別に町というか公務員だけでなく、本当に民間各社、特に中小企業ほどそういう人材育成のプロがいない。中小企業ではど

こでも同じような悩みを抱えております。

そこで、大変だと思いますけれども、やはり公務員という職種を選んだ皆さんが、今いる立場、そしてモチベーションを持っていただくことで、この町のいいところが出てくると思います。一方では、地域おこし協力隊に来ている方々、ああい
う県外から来ている方々の物の見方というのは非常に大事な要素だと思いますので、先ほども言いましたけれども、町外から来るのは決して悪いわけではないです。よそもの目線で、逆に自分たちが気づかないいいところ、悪いところを見ていただいて、悪いところを直すような職員になっていただきたいなと感じておりますので、今後も、人材育成というのはなかなか長くかかりますし、終わりのないところではありますけれども、一番大事なところだとも思いますので、皆さんのこれからの育成、そして我々も協力できるところは協力させていただきたいなと思
います。

役場の皆さんだけでなく、我々議会も含めてこの町の職員を育てていければと思いますので、どうかご協力をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて坪川伸理君の質問を終わります。

暫時休憩します。１１時５分までとさせていただきます。

休	憩
〔休憩 午前１０時５４分〕	
〔再開 午前１１時０５分〕	
再	開

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

次に

１．遊休公共施設の利活用の検討方法について

６番 大浦和博君。

〔６番（大浦和博君）登壇〕

○６番（大浦和博君）大浦でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

南越前中学校が開校して1年が経過いたします。統合した南越前中学校は児童数も多くなり、部活動も活発で、特に軟式野球は、昨年秋に開催された福井県中学校秋季新人大会軟式野球の部において見事優勝されました。誠におめでとうございます。一報を聞き、喜びと驚きであり、児童、指導者、関係各位に対し感謝と敬意を表したいと思います。今後は、3月21日から静岡県で開催される文部科学大臣杯全日本少年春季軟式野球大会に出場することです。ご健闘をお祈り申し上げますとともに、野球のみならず南越前中学校のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、昨年3月の定例会の一般質問におきまして、廃校となる中学校の利活用について伺った際、町長答弁におきまして、今後、様々な視点から調査研究を進め、地域の皆様のご意見を拝聴する機会を設け利活用計画を作成することでありました。その進捗はいかがか。

また、行政だけでなく住民や有識者を交えた検討会を設置するなど、具体的な利活用方法について取り組むことが必要ではないか。同時に、官民が共同して営業活動に取り組む企業や大学等に活用を促してはどうか。

さらに、いずれの地区も高齢者比率が高く、多くの住民から福祉施設を望む声を耳にするが、旧校舎を高齢者福祉施設として活用する方法は見いだせないか、お伺いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの大浦議員の遊休公共施設の利活用の検討方法についてお答えをいたします。

旧今庄中学校、旧河野中学校の校舎の利活用については、現在までに複数の企業や団体に関心を持たれまして、お問合せをいただいているところであります。中にはこの施設の視察をご希望されている企業もありまして、その際には積極的に対応をさせていただいております。

しかしながら、いずれも全国に数ある同様の遊休の公共施設の中から企業の目的を達成できる施設を模索しているために、なかなか誘致実現というのは不透明であります。また、町の公共施設等総合管理計画を作成する過程において議論を交わしていますけれども、具体的な有効活用策を見いだしておりません。

議員ご提案の高齢者の福祉施設としての利活用につきましても、町内を含め近隣市町においても同様のこういった施設が充足しているということを鑑みますと、その実現は容易ではないのが現実であります。

今後もこの情報の収集に努めまして、この活性化と、また将来の負担の軽減に

貢献できる利活用方法をまた見いだしていきたいと思います。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 大浦和博君。

○6番（大浦和博君） ご答弁では、まず提案した高齢者福祉施設は、町内を含めた近隣市町では充足している、足りているということです。日本は今確かに人口減少中ではありますが、高齢者を見ますと団塊世代が喜寿、77歳を迎えようとしております。福祉施設にお世話になりたい方々が今後まだまだ増え続けると思われます。しかしながら、施設を運営する側にすれば、立地環境、さらには施設の間取り等々の諸問題、そして一番肝腎な介護従事者の確保問題があるため、私も事業者が現れるのか不安な思いもありますが、引き続き公募をお願いしたいと思います。

一方、複数の企業や団体から問合せがあり、施設見学等は積極的に意見交換をしているとのことで、保養所や合宿所としての利活用を想像しますが、そのような企業が早く出てきてくれればと願うところです。

ただ、まだまだ時を要すると思われるので私の素人考えを申しますと、提案ちょっとさせていただきますと、旧今庄中学校体育館は町民体育館として活用しておりますが、旧河野中学校体育館をスケートボード場には考えられないか。現在、河野スケートボード協会は桜橋運動公園のテニスコートを練習場として活用していますが、舗装等の傷みが激しく、また狭いため、同協会から改修要望があります。スケートボードはオリンピック競技にもなり、スケートボード人口は小学生から大人まで幅広く増え続けております。そこで、新たに屋内スケートボード場として全国大会が開催できるような施設にすれば、地域活性化の一助になるのではないかと。

さらに、校舎は、1階は菌床類、シイタケやヒラタケ等の栽培、1階は野菜類の栽培、1階は機械室等にして雇用の創出につなげられないかと考えられます。素人考えですが、これらをご検討いただければと願うところです。

いずれにせよ、利活用の募集を続けるとともに、先ほど申しましたが、官民が協力する利活用案があれば地元住民との協議の場を求め、私の一般質問を終わります。

○議長（喜村喜代治君） これにて大浦和博君の質問を終わります。

次に、

1. 豪雨災害など大規模災害後の支援の受け入れについて

12番 山本 優君。

〔12番（山本 優君）登壇〕

○12番（山本 優君） それでは、議長のご了解をいただきましたので、今期、豪雨災害に関しての支援の受入れについてに絞ってご質問を申し上げたいと思います。

昨年8月の大雨による町内各地の大規模災害から半年余りが経過をいたしたところでございます。今回の災害では、多くの川や道などインフラ設備の損傷があったわけであります。これらについての改修内容についての質問につきましては、今期最初の代表質問におきまして細かく議論をされておりますので、その部分については今回は取り上げることをいたしません、さらにこれらのことが町長答弁のとおり順次進むことを願っているところであります。そのことによって、次の災害に向けて、少しでもそれが収まるようにしていただきたいと思っているところであります。

私の質問といたしましては、今回の災害に当たりまして、町内外あるいは県外からも多くのボランティアの方々が来ていただいたところであります。それらのことについては、今ほど申し上げましたハードの復旧のことではなくて各個人の農地あるいは住宅、主には住宅でありますけれども、それらの復旧に向けて大きな力となってくれたと思っております。私もその中の一員として参加をさせていただきながら、それほど私自身が力を出したとは思っておりませんけれども、一緒に仕事をしていた仲間が一生懸命やってくれたのを目の当たりにして、大変ありがたいことだと思っているところでございます。

そして、さらに今回の災害に当たりましては、マスコミなどで大きく報道されたことがそういったボランティアの派遣にも大きく影響してきたのではないかと思っているところであります。これらのボランティアの方々に集まっていたいで支援をいただいたことは、もちろん被災された皆さんにとりましては大変心強いものであったと思っているところであります。

そこで、これらのボランティアの受入れに関しましては、町地域防災計画の中に細かく受入れの対応についてのことが書かれております。特に第18節の「ボランティアとの連携」というところに関しましては、県のボランティアセンターや県の災害対策本部との情報を交換、連携しながら支援活動を行うことが記載されております。

この地域防災計画につきましては、今回、質問に当たって改めてひも解いてみたところでございますが、そうしたところ、長年議員をやらせていただきましたが、この防災計画は、もちろん平成19年からでありますのでここ15年ほどの

間のことでありますけれども、ほとんど目を通したことがなかったので、私自身、横着なことを申し上げることはできませんが、この計画を一つ一つ見てみますと、いわゆる今回のような災害が発生したときに、行政として、あるいは地域住民として、各種団体としてどうあるべきかということが細かく書かれているところがあります。

ただ、これの作成に当たってのことを、いろいろと経過は若干お聞きしたところでありますけれども、やはりこの町にふさわしい、あるいはこういった災害が起きたときに改めて見直すということも大変必要なのではないかなと思っております。もちろんよく言われる言葉といたしましては、「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉がございます。そういう意味では、今回の経験というのは大変貴重なものであったと思っております。さらに、今回のことを踏まえて、これらの計画の見直しも必要なのではないかなと思います。

そこで、先日も、ボランティアセンターをつくりました事務局長から報告をいただく機会がございました。その中では随分遠慮がちに状況についてのお話をいただいたところでございますけれども、これらを踏まえながら、幾つかの点についてご質問を申し上げたいと思います。

まず1点目としましては、大雨などで災害の発生が想定されたとき、早期に情報を発信し、住民の避難など、災害を少なくするための対策が必要であります。昨年8月の豪雨災害では幸いにも人的被害はありませんでしたが、危険性が十分に周知されたことがその結果に出たのではないかと思います。個人の財産や命は、基本的にはそれぞれの責任において身を守り被害を小さくするとの気構えが必要ですが、個人では限界があります。それは家族であったり近隣の方々であったりするということでありますけれども、やはり行政としてその準備と対策は大変大切なことだと思っております。これらの点について、先ほど申し上げました町防災計画にどのように反映され、計画をされているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの山本優議員の防災、減災の準備についてお答えをいたします。

町では、災害に備えた平常時の準備や災害発生時の職員の動員の体制、避難情報の伝達方法、また避難所の運営方針や食料の供給体制などを南越前町地域防災計画において定めております。また、南越前町国土強靱化地域計画においては、災

害時における拠点機能や情報通信手段といったハードの整備、また町の情報発信、そして連絡体制の充実といったソフト対策を組み合わせた体制づくりを定めております。また、常日頃から、いつどこで発生するか分からない災害に備えまして、万全の準備体制を取っているところであります。

災害発生時には、町が行動する公助に加えて、自らの判断で避難行動を起こす自助や、地域ぐるみで声をかけ合い避難を促す共助の取組も大変重要であります。町では、地域における防災マップの作成や防災訓練への支援を充実させまして、地域における災害時の準備体制の充実に取り組んでいく所存であります。また、引き続き、国、県、また住民、地域が一体となった防災対策を進めていけるよう現実に即した防災計画の作成に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

今ほど町長から、今後の方向についてご説明をいただきました。ぜひそれらのことにつきましては、広く町民に、あるいは地域のグループや団体に周知をしていただいて、常々訓練をしていただくことも大切なのではないかなと思います。このことをお願いしたいと思います。

次に、2点目といたしまして、災害発生後、民間の支援の受入れ体制についてでございます。

今回も、河野は若干遅れたようでございますけれども、今庄では多くのボランティアの方々が、浸水された家屋の泥出しや家財の廃棄などいろんなことに努力をいただいたところでございます。これらについては、特に連日ニュースでも流れたことでさらに多くの方々が南越前町に来ていただいて、そしていろんなお仕事をさせていただいたところでございます。町民の一人といたしましても大変ありがたいなと。さらに、こういった体制が日本では整っているということについて非常に喜ばしいところだと思っているところであります。

この受入れ体制についてでありますけれども、結局せっかく来ていただいた方々が、それぞれボランティアの思いでありますので若干の行き違いがあったり、あるいは十分な対応がなくても十分理解をしてくれる方々ばかりではございませんけれども、やはりせっかく来たのに十分な役割が果たせなかったなどの空振りとなるおそれがあったようにも思います。

現状についてお聞きをいたします。今回の受入れについての結果と今後の課題についてどのように認識をされているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 坂井保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂井好美君） 今回の支援の受入れ状況といたしましては、8月6日、町として初めてとなる災害ボランティアセンターを社会福祉協議会に委託し、旧今庄中学校及び河野事務所の2か所に設置いたしました。町内をはじめ県内各地から大勢のボランティアの方が駆けつけていただく中、センターは、ボランティアの受入れ、被災者された方々のニーズとのマッチングをする拠点として8月28日まで運営されました。連日猛暑の中、多大なご尽力、ご支援をいただいたボランティアの皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

また、ボランティア活動が被災地の多様なニーズに柔軟に対応できる力として、改めて重要性を認識いたしました。センターの活動を振り返ってみますと、有事の際のボランティア活動を円滑に進めるための仕組みを平常時より検討しておくことが重要であり、今後は行政と関係機関・団体との連絡会等を検討し、日頃から関係機関が相互に情報交換を行い連携することで、災害ボランティアセンター運営のためのノウハウを充実、蓄積してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

私もその場にいた部分もありますので、見させていただいて、頑張っておられるなというのを肌で感じたところでございます。

さらに、東日本の大震災のときには当町の社会福祉協議会のメンバーもボランティアとして東北まで行って、研修ということではなかったと思いますが、体験をされておられたということも聞いております。そういう意味では、それらの経験を生かしながら受入れに頑張っておられたんだろうなと私も感じたところでございます。さらに今後も、これらの経験を生かしながら迅速に対応していただけますようお願いをいたしたいと思っております。

3番目の質問といたしましては、今ほどの答弁の中にも幾つか出ておりましたのでダブることになるかもしれませんが、これらの訓練あるいは準備というのは常々必要でありますし、そしてさらに災害というのは、先ほど申し上げたように、いつ来るか分からない。だから来たときに即対応ができるようにしていただくということが大変大切であります。そのために準備をすることによって住民の命と財産を守ることができ、そして、ひいては町の発展にも、あるいは継続にもつながっていくものと思っております。

その意味で、まず家族や身内を守りながら、そして近所の地域の方々の力を借りながら、災害に対しては対応するところでありますけれども、さらに地域での日常の訓練等も大切なことでもあります。現在は今の地域防災の組織もつくられてきているようでございますけれども、これらのものが機能的に発展をしていくためには、さらに防災意識の向上と技術の積み上げというものは大切なことだと思っております。これらの専門知識を学習し準備することを今後の活動の中でどのように考えておられるのか、繰り返しお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（喜村喜代治君） 関根総務課長。

○総務課長（関根将人君） ただいまの平時の準備体制についてお答えさせていただきます。

災害時に自らの命と財産を守るためには、平時より災害時に備えた体制づくりが極めて重要であると考えてございます。町では、自助、共助による安全・安心のまちづくりのために、かねてより自主防災組織の結成及び育成に努めております。現在、14の集落で自主防災組織が結成されてございます。

昨年8月の大雨災害の経験を踏まえまして、ますます自主防災組織の必要性、重要性は高まっております。町といたしましては、令和5年度中に町内全ての集落におきまして自主防災組織を設立させていただけるよう全力で取り組んでまいります。

具体的な取組でございますが、まだ結成されてない集落に対しましては、継続的、また積極的に職員が出向きまして、設立までの一連の手続をご支援させていただこうと考えてございます。また、既に自主防災組織が結成されている集落の方におかれましては、それぞれが実施されます防災訓練、また研修会への参加や助言を行いまして組織の育成強化に努めてまいりたいと考えてございます。あわせまして、災害時に迅速な対応ができますよう、必要に応じまして防災計画の見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（喜村喜代治君） 山本 優君。

○12番（山本 優君） ありがとうございます。

今ほど縷々、町の方針についてはお聞かせをいただきました。ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、今総務課長の答弁の中にもありましたように、

自主防災組織の組織化というのは大変大切なことだと思っております。私自身もこのことについて関心を深めたのは、私の集落にも自主防災組織が随分早い段階でスタートをしております。その背景としては、町内にもたくさんおられますけれども、防災士というのがおられます。この方々がおられるところというのは、どちらかというとその組織されていくのが、あるいはその中心になっていく人も多いということでもありますので、そういう意味ではこれらの防災士の発掘といいましか育成というものも大切だと思います。それらを踏まえた上で町内の防災体制を確立していただくようお願いをいたしたいと思います。

また、防災計画につきましても、今回の災害を受けてこれからの見直しも、そしてまたさらに町民に対して防災計画を周知することもある意味では大切なことではないかなと思います。ぜひその点についても今後検討をしていただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君）これにて山本 優君の質問を終わります。

次に、

1. リトリートたくら周辺の花桃植栽について

1 1 番 平谷弘子君。

〔1 1 番（平谷弘子君）登壇〕

○1 1 番（平谷弘子君）議長のお許しをいただきましたので、今般、私はたった一つ、リトリートたくら周辺の花桃植栽についてお聞きをします。

リトリートたくら周辺の花桃の植栽について、岩倉町長の英断により令和元年より花桃を植栽していただきました。その際、私も参加させていただきましたことは記憶に新しいところでございます。

そこで、令和元年に植栽した後の花桃の管理について、現状をお伺いしたいと存じます。

私は、大野にあります勝原の花桃の里にも、コロナ禍の前までは毎年3年連続で寄せていただきました。

リトリートたくらは、花桃を植栽するには最適と考えております。なぜなら、近くには宅良保育所の跡地にカフェができております。宅良の若者たちが元氣な宅良を取り戻したい、その一念、心意気で寄附金を集め、ボランティアの皆様方によって改築を行い、今では越前市や福井市、遠くは勝原、また大野から足を運んでいただけるような場所として、お昼にはランチを目的に多くの方にお越しをいただいている現状でございます。また、桜の花見が終わる頃に花桃が満開

になり、それが終わると本町では花ハスが咲く時期になります。

先ほど言いました管理についても、大変難しいとは存じます。これは花が咲くまで、やはり3年から5年かかります。大野でお聞きいたしますとかなり大きな植栽をなされてたようです。予算の関係もありましょうが、今うちが植えていただいているのでは短か過ぎて、かなり鹿などにもやられたようでございます。

それと、宅良の住民もちろんそうですが、本当に大事なものは、我が町を何とかしたいという気持ちがあれば、やはりみんなで協力していく、この姿勢がいかに大事かと存じております。皆さん行った方はお分かりなんですが、本当に多くの人が勝原の方おいでになり、毎日にぎわっているようでございます。町長もご存じのように、このハナモモが意外と桜の時期よりも期間は長く咲くようでございます。

また、ハナモモが終わった頃に、うちは花はす公園がございますし、ちょうどいい時期かなという気もしております。

そういうことでございますので、今後どのような姿勢でハナモモの整備に取り組んでいかれるのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君） 登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの平谷議員のリトリートたくら周辺のハナモモの植栽についてお答えをいたします。

ハナモモは、桜の花が終わる頃に開花の最盛期を迎えまして、あでやかなピンクや赤、白色の花を咲かせ春を彩ります。桜に比べて花が散りにくく、鑑賞できる期間が長いところも特徴ですので、リトリートたくらに植栽することで、季節を楽しめる施設として魅力向上を図りまして、熟年層に加えて若年層、そしてまたファミリーにも来ていただける人気の観光スポットになることを目指すとともに、宅良地区の方々の憩いの場所となるよう、令和元年度より植栽を進めているところであります。

このリトリートの周辺は、本当に自然環境に恵まれた大変すばらしい環境の場所だと思っております。ここに5年後なり10年後にハナモモが順調に育てば、本当に魅力あるすばらしい人気の観光スポットになる可能性が非常に高いと私は考えます。ぜひまた地元の方々のご理解、そしてまた宅良地区の公民館活動の積極的なご協力をいただきたいと思いますと思っております。

管理の状況、そして今後の整備についての詳細は、担当課長から回答させていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 初一観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（初一 剛君） ハナモモの現在の管理の状況、それから今後の植栽の整備についてご説明いたします。

まず、ハナモモの現在の植栽状況ですが、令和元年度、3年度、4年度には、町のほうでリトリートたくら周辺の緑地に292本の植栽を行っております。また、これとは別に、令和2年度、3年度には、環境緑化推進事業により苗木の提供を受け、宅良地区公民館、また公共施設管理公社がスポーツパーク476周辺において50本の植栽を行っております。

管理ですが、公共施設管理公社の職員が下草刈りなどを行っているところですが、先ほどもありましたように、ニホンジカによる食害なども発生しておりますので、電牧柵の設置、また追肥により木の成長を早めるなどの対策も取り組んでいるところでございます。

今後の整備につきましては、令和5年度に120本、また6年度から7年度にかけて280本程度の植栽を、同じくスポーツパーク476周辺中心に行っていく予定でございます。町としましては、この事業を単に植栽のみにとどめるのではなく、手入れや管理のほか、ハナモモを生かしたイベントですとか魅力向上事業の実施につきまして、宅良地区公民館、また宅良地区の地元有志の方々のお力もお借りしながら取り組んで、施設の一体的な魅力向上に併せまして地域の皆様方のコミュニティの活性化にもつなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 平谷弘子君。

○11番（平谷弘子君） 今、町長はじめ、課長からも大変前向きな回答をいただきましたこと、また宅良の人間の一人として、これぜひとも成功したいと切望しております。どうか今後とも、管理は大変でしょうけれども、まちづくり課、それからこれ農林水産課にも関係あるかと存じますが、課長さんや、本当に職員の方も大変ですが、どうかひとつ皆さんの手で宅良の活性化につなげていただければ大変ありがたいこととでございます。よろしくお願いします。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（喜村喜代治君） これにて平谷弘子君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後1時から再開をいたします。

休	憩
[休憩	午前 1 1 時 4 4 分]
[再開	午後 1 時 0 0 分]

再	開
---	---

○議長（喜村喜代治君）会議を再開いたします。

1. 北陸新幹線開業に向けた観光PRについて

1 番 高谷直樹君。

[1 番（高谷直樹君）登壇]

○1 番（高谷直樹君）今回もしんがりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、私からも、昨年の大雨災害で被災された方々に改めてお見舞い申し上げますとともに、町職員の皆様のこれまでのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

復旧・復興はまだ道半ばではありますが、北陸新幹線県内開業が1年後に迫ってまいりました。県は100年に一度の好機と位置づけて、2023年度は開業に向けたプロモーションや誘客促進、おもてなし準備といった新幹線開業事業に積極的な予算編成を取っております。先日、3月5日の日曜日には、フェニックス・プラザにて北陸新幹線開業のカウントダウンイベントが行われました。私、地元でもちょっとイベントがあって行けなかったのですが、北陸新幹線に対する県の力の入れ方がうかがえます。

新幹線の駅が立地する市も当然のことながら、開業に向けた魅力の向上や情報発信、にぎわい抛出整備といったものを最重要課題としておりますし、また沿線市町も開業に向けて、観光目的地化を目指した取組を強化してきております。

当町は、越前たけふ駅と敦賀駅の間に位置しており、ご存じのように、在来線の駅を4駅も有しております。

ここで1つ目の質問ですが、当町は地理的にも新幹線の駅から近く、また幾つかの将来的に観光目的地化を目指せる資源がございます。今は何よりも災害からの復興、また防災対策が最優先事項であることは承知しておりますが、新幹線県内開業という100年に一度の好機に向けての誘客促進策や観光地整備、また観光ルートの作成といった取組について伺います。

次に、沿線市町との連携についてですが、新幹線の駅から当町に訪れてもらう

ためにも、沿線市町との連携は不可欠であります。特に当面の間終着駅となる敦賀市との連携は重要だと考えます。

当町は、「北前船寄港地・船主集落」、そして「旧北陸線トンネル群」の2つの日本遺産を有しておりますが、いずれも敦賀市と深い関わりがあります。

ここで2つ目の質問ですが、今後、当町と関わりの深い敦賀市との観光に関する連携、交流をどのように考えられているのかをお伺いします。

そして、これからは他の市町と連携しながらも切磋琢磨して、観光客の取り合いになる部分も出てくると思います。そういう厳しい競争となる中で、やはり必要となってくるのは、観光の知識に明るい人材だと考えます。

ここで最後、3つ目の質問ですが、観光の知識に明るく、また有効な人脈をつくっていける人材を今後どのように育てていかれるのかをお伺いします。

以上、3つの質問ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（喜村喜代治君） 岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君） ただいまの高谷議員の1点目の今後の誘客促進策、そして観光地整備についてお答えをいたします。

本町にとっても北陸新幹線の県内開業は、観光振興を図る上でまたとない好機と捉えております。

現在の取組状況につきまして、まず誘客促進策につきましては、町内の主要観光施設を周遊する団体旅行に対しまして助成を行い、町内の観光施設の利用促進を図っているところであります。今後は個人旅行も対象にするなど制度を拡充して、さらなる観光誘客を図っていくことを計画いたしております。

次に、観光地の整備であります。まず花はす公園を来場された方に安全にゆっくりとお楽しみいただけるよう、令和2年度よりバリアフリー化を進めているほか、重要伝統的建造物群保存地区に選定された「今庄宿」では、歴史的な景観を維持し、往時の宿場の雰囲気を感じていただけるよう、令和5年度から修理修景事業を進めていきたいと思っております。また、重要文化財であります中村家の住宅では、北陸新幹線の県内開業に合わせ、令和6年春の一般公開を目指して公開活用事業を進めているところであります。

さらに、この観光ルートの作成という点につきましては、町の観光スポットをD51バスで周遊する事業を実施しているところで、本事業を検証しながら魅力ある観光ルートづくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、他市町との連携、交流につきましては、高谷議員ご指摘のとおり、沿線市

町との連携というのは非常に不可欠でありまして、その中でも同一の日本遺産を有する敦賀市につきましては重要なパートナーであると認識いたしております。

「旧北陸線鉄道遺産」関連では、既に長浜市、敦賀市、南越前町の3市町で観光連携協議会を立ち上げまして、鉄道遺産を活用した観光誘客の促進に向けた取組を共同で実施をいたしております。

また、「北前船寄港地」の関連では、本町や敦賀市のほか、全国49の北前船にゆかりのある市町が加盟をいたします北前船日本遺産推進協議会におきまして、日本遺産の素材を生かした観光振興事業を、加盟の市町間で連携を取りながら展開をしているところであります。今後は、河野村時代に行ってしまった西廻り航路フォーラムのような学術会議を、隣接する敦賀市と共同開催できないか検討を行いながら、敦賀市との連携、交流を深めていきたいと考えております。

また、3つ目の観光に関する人材についてですが、観光産業の発展を推進していく上で、それに携わる人材の確保、育成というのは、観光資源の磨き上げや施設の整備と合わせて大変重要な施策であると認識をいたしております。

現在、町内の観光施設への誘客を図る目的で観光推進員1名を配置いたしております。町としては、この観光推進員に大変大きな期待を持っているところであります。

詳細につきましては、担当課長から回答させていただきます。

○議長（喜村喜代治君） 初一観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（初一 剛君） 町では令和2年度より、観光連盟に、旅行会社での勤務経験を持つ会計年度任用職員1名を観光推進員として配置しております。観光プランの企画、それから各地での出向宣伝、観光マップの作成、地域ブランドのプロデュースなど、観光振興に関わる業務全般を担ってもらっているところでございます。

さらに、新年度では、当該職員をもって旅行業務取扱管理者の資格取得に向けた取組を行い、町独自の新しい旅行商品の開発、販売を進めるとともに、町内観光事業者との連携強化を図ってまいります。

さらに、同職員には、北陸デスティネーションキャンペーンのプレイベントとして本年秋に福井県で開催されます全国宣伝販売促進会議におきまして、全国に向け町の観光素材をPRしていただき、南越前町へ新たな観光客の流れをつくるキーマンとして活躍してもらいたいと考えており、その活躍にも大いに期待しているところでございます。

以上です。

○議長（喜村喜代治君） 高谷直樹君。

○1番（高谷直樹君） 詳細なご答弁ありがとうございます。

新聞、ニュースを見ておりますと、県内各市町、新幹線開業に向けて観光PRに本当に力を入れていることを感じます。

私は、当町にも他の市町に負けない観光資源があると思っておりますが、一方で、今のままではいけないという思いもございます。町内の観光協会、またまちづくり団体と連携を強化して、勉強会や研修会などを開くなどして住民の意識向上を図ることも重要だと考えます。地元に住む私たちが、自分たちの住む地域、町のことをより深く知って誇りを持たなければ、おもてなしの心も生まれません。せっかくPRに力を入れても、私たちにおもてなしの心がなければ人の流れはできてこないと考えます。

人の流れのある場所には、例えば食事どころやカフェ、またお土産屋といった商売を考える人も出てくるでしょうし、地域の魅力が増すことによって、将来はふるさとに残りたい、また帰ってきたい、そしてまたここに住んでみたいと思う方が出てくると考えます。そのためにも、私たち住民がより深い地元に対する意識を持つためのお手伝い、ご協力などもお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（喜村喜代治君） これにて高谷直樹君の質問を終わります。

閉 議

○議長（喜村喜代治君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時13分〕

第 4 号 3月17日（金）

出席議員（敬称略） 12 名

1 番 高 谷 直 樹	2 番 谷 口 善 治	3 番 高 橋 宏 介
4 番 山 本 徹 郎	5 番 坪 川 伸 理	6 番 大 浦 和 博
7 番 城 野 庄 一	8 番 熊 谷 良 彦	9 番 加 藤 伊 平
10 番 喜 村 喜 代 治	11 番 平 谷 弘 子	12 番 山 本 優

欠席議員（敬称略） な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（敬称略）

町 長 岩 倉 光 弘		
副 町 長 北 野 徹		
総 務 課 長 関 根 將 人	観光まちづくり課長	初 一 剛
町民税務課長 野 村 和 子	保健福祉課長	坂 井 好 美
農林水産課長 市 村 誠	建設整備課長	新 海 昌 弘

（教育委員会）

教 育 長 上 田 康 彦	事 務 局 長 中 村 勝 典
---------------	-----------------

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 森 貴 之	書 記 三 原 順 子
--------------	-------------

議事日程（別紙のとおり）

会議に付した事件

- 議案第 14 号 令和 5 年度南越前町一般会計予算
- 議案第 15 号 令和 5 年度南越前町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 5 年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 5 年度南越前町河野診療所特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 5 年度南越前町個別排水処理施設特別会計予算
- 議案第 19 号 令和 5 年度南越前町農業者労働災害共済特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 5 年度南越前町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 5 年度南越前町農業集落排水特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度南越前町老人保健施設特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 5 年度南越前町介護保険特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 5 年度南越前町下水道特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 5 年度南越前町水道事業会計予算

当初予算特別委員長報告

- 議案第 26 号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 27 号 南越前町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第 28 号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 29 号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第 30 号 南越前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 31 号 南越前町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 32 号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 33 号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定について

議案第 34 号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について

各常任委員長報告

原子力安全対策特別委員長報告

議案第 37 号 工事請負契約の締結について

議案第 38 号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 39 号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 40 号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 41 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

発議第 1 号 南越前町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

議員派遣について

開 議
〔開議 午後 4時00分〕

○議長（喜村喜代治君）本日の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これより、日程に入ります。
日程第1 議案第14号 令和5年度南越前町一般会計予算から日程第12
議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算についてまでの12議案を一括して議題といたします。

当初予算特別委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）これらの案件につきましては、当初予算特別委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、当初予算特別委員長の報告を求めます。
（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）当初予算特別委員長 6番 大浦 和博君。
〔当初予算特別委員長 登壇〕

○6番 大浦和博君）令和5年度当初予算特別委員会よりご報告を申し上げます。今期議会定例会において、本委員会に付託されました案件審査のため、3月3日から15日までの期間中の5日間、第1委員会室において、関係理事者の出席を求めて令和5年度当初予算特別委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第14号 令和5年度南越前町一般会計予算から議案第25号 令和5年度南越前町水道事業会計予算までの各会計当初予算12議案について、所管ごとに慎重に審査をいたしました。その審査結果及び特に議論しました事項について、ご報告いたします。

一つ、土地の賃借料について

「土地の賃借料については、合併以前からの契約が見直されていないと思うが、合併20周年を迎えるにあたり、今後の更新時にあわせ適正な価格への見直しをされるか、買い上げも視野に検討されたい。」との指摘に対し、「今庄365スキー場をはじめ多くの公共施設における借地料の単価の算定方法については不均衡な状態にあるため、現在の社会情勢に応じた算定方法の是正に努めます。土地賃貸借契約の更新時に単価を見直すとともに用地取得も選択肢の一つとし

て地権者の理解を得られるよう役場全体で横断的に取り組み、将来における財政負担の軽減を図ってまいります。」との回答でありました。

一つ、災害後の復旧に関する事業の継続について

「農地の復旧については複数年かかる。しかし耕作者の所得補償については単年度しか補償がない。また、農地だけでなく災害で破損した鳥獣害侵入防止柵等の復旧も必要である。補助等については、耕作が可能となるまで事業を継続していただくよう検討されたい。」との指摘に対し、「令和4年8月豪雨により被災した水田において、復旧工事の進捗により、令和5年の作付けに間に合わない箇所が複数箇所見受けられます。これらについて、農家の所得補償及び農地の維持保全の観点から、農作物被害特別給付金の事業継続を検討いたします。」との回答でありました。

一つ、森林環境譲与税の有効活用について

「現在、町単独事業として集落森林境界明確化促進交付金事業を実施しているが、森林環境譲与税を有効に活用いただき、さらに森林境界明確化が促進されるよう、補助制度の見直しも含め検討されたい。」との指摘に対して、「森林境界明確化推進事業は後の間伐や造林事業等、森林整備に大きな役割をもたらします。境界明確化を推進する集落の方の労力に報いることができるよう、境界明確化促進交付金制度の見直しを検討いたします。」との回答でありました。

以上が、当委員会が指摘した事項に対する理事者側の回答でございました。

今後は、回答されたとおり対策が講じられているか、見極めていきますので、町側も真摯に対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました、審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、令和5年度当初予算特別委員会からの報告を終わります。

〔当初予算特別委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、当初予算特別委員長の報告を終わります。

○議長（喜村喜代治君）これより、議案第１４号 令和５年度南越前町一般会計予算から議案第２５号 令和５年度南越前町水道事業会計予算についてまでの１２議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより採決を行います。議案第１４号 令和５年度南越前町一般会計予算は、当初予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第１４号は当初予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号 令和５年度南越前町国民健康保険特別会計予算から議案第２５号 令和５年度南越前町水道事業会計予算までの１１議案を一括して、採決いたします。議案第１４号から議案第２５号までの１１議案については、当初予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第１５号から議案第２５号までの１１議案は、当初予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１３ 議案第２６号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから日程第２２ 議案第３５号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの１０議案を一括して議題といたします。

常任委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）これらの案件につきましては、各常任委員会に付託し、すでに審査を終えておりますので、各常任委員長の報告を求めることにいたします。はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）総務文教常任委員長 ７番 城野 庄一君。

〔総務文教常任委員長 登壇〕

○7番（城野庄一君）総務文教常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました案件審査のため、3月8日に第1委員会室にて委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第28号 南越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び南越前町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてまで及び議案第33号 南越前町災害危険区域に関する条例の制定についての4議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔総務文教常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、産建厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）産建厚生常任委員長 4番 山本 徹郎君。

〔産建厚生常任委員長 登壇〕

○4番（山本徹郎君）産建厚生常任委員会よりご報告いたします。

今期定例会において、産建厚生常任委員会に付託されました案件審査のため、3月9日に第1委員会室にて委員会を開催いたしました。

付託を受けました議案第29号 南越前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてから議案第32号 南越前ダイビングパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第34号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての5議案並びに、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について

の1議案の合計6議案につきまして、関係理事者の出席を求めて所管ごとに慎重に審査をいたしました。

採決の結果、各議案につきましては、いずれも原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました各議案の審査結果であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

〔産建厚生常任委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、産建厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、産建厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより議案第26号 南越前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第34号 南越前町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの9議案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第26号から議案第34号までの9議案を一括して採決を行いません。議案第26号から議案第34号までの9議案については、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第26号から議案第34号までの9議案は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第３５号については、産建厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立、全員です。よって、議案第３５号は、産建厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

特別委員長の報告

○議長（喜村喜代治君）次に、２月１４日に原子力安全対策特別委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）原子力安全対策特別委員長　１２番　山本　優君。

〔原子力安全対策特別委員長　登壇〕

○１２番（山本優君） それでは、原子力安全対策特別委員会よりご報告いたします。

去る２月１４日、関西電力株式会社大飯原子力発電所において、原子力安全対策特別委員会の視察を実施いたしました。稼働するために設置が義務付けられているテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」の運用が始まり、昨年８月から運転を再開していた大飯原子力発電所４号機、そして昨年末から運転を再開している３号機の再稼働の現状や災害に対する対策などについて、説明を受けました。災害・テロ対策のため国から示された施設等の整備や災害発生時の緊急措置並びに他の電力会社からの応援体制の整備などの体制づくりに努め、災害等の緊急時に対策本部を設置する緊急時対策所を新設し、速やかな対応が図れるよう訓練等も行っているとのことでした。

また今回の視察は、実際に稼働している施設のシースルー見学ということで、発電所敷地に入りました。入る際には、原子力建屋に入る際と、本人確認について何重ものセキュリティチェックが行われるなど、以前にもまして厳重な入退管理がなされておりました。その後の質疑応答では、「原子力建屋内は相当うるさい状況ではありますが、災害発生時にはどのように施設内の従業員に周知を図るのか」との質問に対し、「ページングを利用しスピーカーで一斉放送を行う。また、竜巻などの自然災害の場合には、屋外スピーカーでしっかり届くように放

送する。」など災害発生時に対応するための工夫をしているとのことでありました。

今回、視察をさせていただきましたが、災害が発生しないことが一番良いことではあります。しかしながら、万が一災害が発生した場合は、速やかに対応し、被害を最小限に抑えるように対策や対応をされていることがうかがえました。

当委員会といたしましては、原子力発電所の準立地の立場から、今後も事業者に対して随時説明を求めながら、町民の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、原子力安全対策特別委員会からの報告といたします。

〔原子力安全対策特別委員長 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、原子力安全対策特別委員長の報告を終わります。

これより、原子力安全対策特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加議案の上程

○議長（喜村喜代治君）次に、日程第23 議案第37号 工事請負契約の締結についてから日程第28 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの6議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長より、提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）本日、追加提案いたしました各案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

提案いたしました議案は、工事請負契約の締結に関するものが1件、人事に関す

るものが5件の合計6件であります。

最初に、議案第37号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この契約につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事の請負のため、南越前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、今回提案いたしますものであります。

工事の内容は、孫谷川河川災害復旧工事（4災1006号）で、契約の方法は指名競争入札で、契約金額は4,786万6,500円で、株式会社野崎工務店 代表取締役社長 大谷 和義と工事請負契約を締結いたそうとするものであります。

次に、議案第38号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現在、固定資産評価審査委員会委員をされております小道 秀昭氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、小道 秀昭氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第39号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任についてあります。現在、固定資産評価審査委員会委員をされております畑 耕一氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、再度、畑 耕一氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号 南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任についてあります。現在、固定資産評価審査委員会委員をされております中澤 さよ子氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに、野村 育子氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてあります。現在、人権擁護委員をされております細川 治氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、再度、細川 治氏を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてあります。現在、人権擁護委員をされております上山 優美氏が令和5年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに、西山 潮氏を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました6議案につきまして、ご説明を申し上げました。

ご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて提案理由の説明を終わります。これより議案第37号に対する質疑をおこないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論 ・ 採 決

○議長（喜村喜代治君）これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第３７号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、議案第３７号は、原案のとおり可決されました。

採 決

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。議案第３８号から議案第４０号までの南越前町固定資産評価審査委員会委員の選任にかかる３議案及び議案第４１号から議案第４２号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２議案は人事案件でありますので、慣例により質疑・討論を省略し、ただちに採決をおこないたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、議案第３８号から議案第４２号は、質疑・討論を省略し、ただちに採決を行うことに決定いたしました。

これより、採決を行います。議案第３８号について、小道 秀昭君の選任に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定しました。

次に、議案第３９号について、畑 耕一君の選任に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定しました。

次に、議案第４０号について、野村 育子君の選任に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意することに決定しました。

次に、議案第４１号について、細川 治君を適任とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、議案第４２号について、西山 潮君を適任とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第２９ 発議第１号 南越前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（喜村喜代治君）９番 加藤 伊平君。

〔９番 加藤 伊平君 登壇〕

○９番（加藤伊平君）それでは、発議第１号 南越前町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の施行に伴い個人情報保護制度が見直されるため、本案を提出するものであります。

提案者 南越前町議会議員 加藤 伊平、賛成者 南越前町議会 城野 庄

一議員、同じく山本 徹郎議員。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔 9 番 加藤 伊平君 降壇〕

○議長（喜村喜代治君）これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、発議第 1 号に対する質疑を行ないます。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

採 決

○議長（喜村喜代治君）お諮りいたします。これより、討論を省略して採決を行ないたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、本件は、討論を省略し採決を行なうことに決定いたしました。発議第 1 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（喜村喜代治君）起立全員です。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 30 議員派遣についてを議題といたします。本件につきましては、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条第 1 項の規定により、議員の派遣について承認を求めるものであります。議員派遣については、調査・研修を目的にお手元に配付のとおり、議員派遣を行おうとするものであります。ただし、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

お諮りいたします。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）異議なしと認めます。よって、議員派遣については、承認することに決定しました。

閉 会

○議長（喜村喜代治君）以上で、本日の本会議の日程は終了いたしました。閉会にあたり、岩倉町長より発言が求められておりますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（喜村喜代治君）岩倉町長。

〔町長（岩倉光弘君）登壇〕

○町長（岩倉光弘君）令和５年３月定例議会の終わりにあたりまして、一言お礼を申し上げます。

初日の３月１日に、この本会議場におきまして、私どもが提案させていただきました令和５年度当初予算をはじめとする３４議案、および本日追加提案をさせていただきました６議案、全てを可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今議会において可決いただきました令和５年度当初予算においては、昨年８月の大雨によって被災した地域の復旧・復興に全力で取り組みますとともに、本町の最大の課題であります「人口減少」を改善するために必要な「子育て支援策」や「定住促進策」に加えて、観光振興を中心とした「地域活性化策」を積極的に盛り込んだ予算編成とさせていただきました。

また、代表質問、そして一般質問をはじめ、当初予算特別委員会や各常任委員会で行われました議員の皆さま方からのご意見に対しまして誠意をもって真摯に対応させていただきたいと思っております。また、町民の皆さまが安全に安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりに、鋭意努力してまいりたいと思っております。

最後に、議員の皆さまのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

〔町長（岩倉光弘君）降壇〕

○議長（喜村喜代治君）議員各位におかれましては、去る１日から本日までの１７日間にわたり、各案件に対しまして慎重審議いただき、それぞれ妥当なるご決議をいただきましたこと、また今期定例会運営にご協力いただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

今期定例会に提案された令和５年度当初予算につきましては、当初予算特別委員会を設置し、慎重に審査いたしました。審査期間中は、岩倉町長をはじめ理事者各位にはご協力いただき感謝申し上げます。

岩倉町長におかれましては、２期目のちょうど折り返しを迎えました。令和５年度の「６つのまちづくり」事業の施策実現に向けて、誠心誠意取り組んでいただきたいと存じます。

また、昨年８月に発生した大雨災害の復旧事業にも引き続きお取り組みいただき、今後も町民が安全で安心した生活を営むことができるような町づくりをはじめ、南越前町の更なる発展のために、全力で町政にお取り組みいただきたいと存じます。

議会といたしましても、町民の皆様の負託にこたえられるよう、また町の更なる発展のため全力で取り組むこととお約束いたしまして、閉会のあいさつといたします。

これをもちまして、令和５年３月南越前町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会　午後４時４０分〕